

別表別図・様式・資料集

（栗山町地域防災計画）

目 次

1 別表別図

別表第 1	災害対策本部組織図（第 3 章第 2 節第 3）	1
別表第 2	災害対策本部の部班・事務分掌（第 3 章第 2 節第 3）	2
別表第 3	警報・特別警報等の種類及び発表基準（第 3 章第 5 節第 2）	4
別表第 4	注意報の種類及び発表基準（第 3 章第 5 節第 2）	5
別表第 5	気象情報伝達系統図（第 3 章第 5 節第 2）	6
別表第 6	防災資機材保有状況（第 4 章第 3 節第 2）	7
別表第 7	指定緊急避難場所、指定避難所一覧（第 4 章第 6 節第 2）	8
別表第 8	消防組織機構（第 4 章第 1 0 節第 1）	1 0
別表第 9	消防施設の現況（第 4 章第 1 0 節第 1）	1 1
別表第 10-1	栗山町除排雪業務実施要領（第 4 章第 1 4 節第 2）	1 2
別表第 10-2	栗山町除排雪作業施工管理基準（第 4 章第 1 4 節第 2）	1 5
別表第 11	急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流（第 4 章第 5 節第 1）	1 7
	箇所図（第 4 章第 5 節第 1）	1 8
別表第 11-1	山地災害危険地区表（第 4 章第 5 節第 1）	2 0
	位置図（第 4 章第 5 節第 1）	2 1
別表第 12	災害情報連絡系統図（第 5 章第 1 節第 2）	2 5
別表第 13	災害情報報告（第 5 章第 1 節第 4）	2 6
別表第 14	被害状況報告（速報・中間・最終）（第 5 章第 1 節第 4）	2 8
別表第 15	被害状況判定基準（第 5 章第 1 節第 4）	3 0
別表第 16	防災無線（第 5 章第 2 節第 2）	3 5
別表第 17	消防無線（第 5 章第 2 節第 2）	3 6
別表第 18	栗山町医療機関一覧（第 5 章第 1 0 節第 5）	3 7
別表第 19	給水用資機材の備蓄及び整備状況（第 5 章第 1 6 節第 4）	3 8
別図第 1	災害対策本部案内掲示板（第 3 章第 2 節第 3）	3 9
別図第 2	腕章（第 3 章第 2 節第 3）	4 0
別図第 3	避難場所標識（第 5 章第 4 節第 1 0）	4 1

2 様式

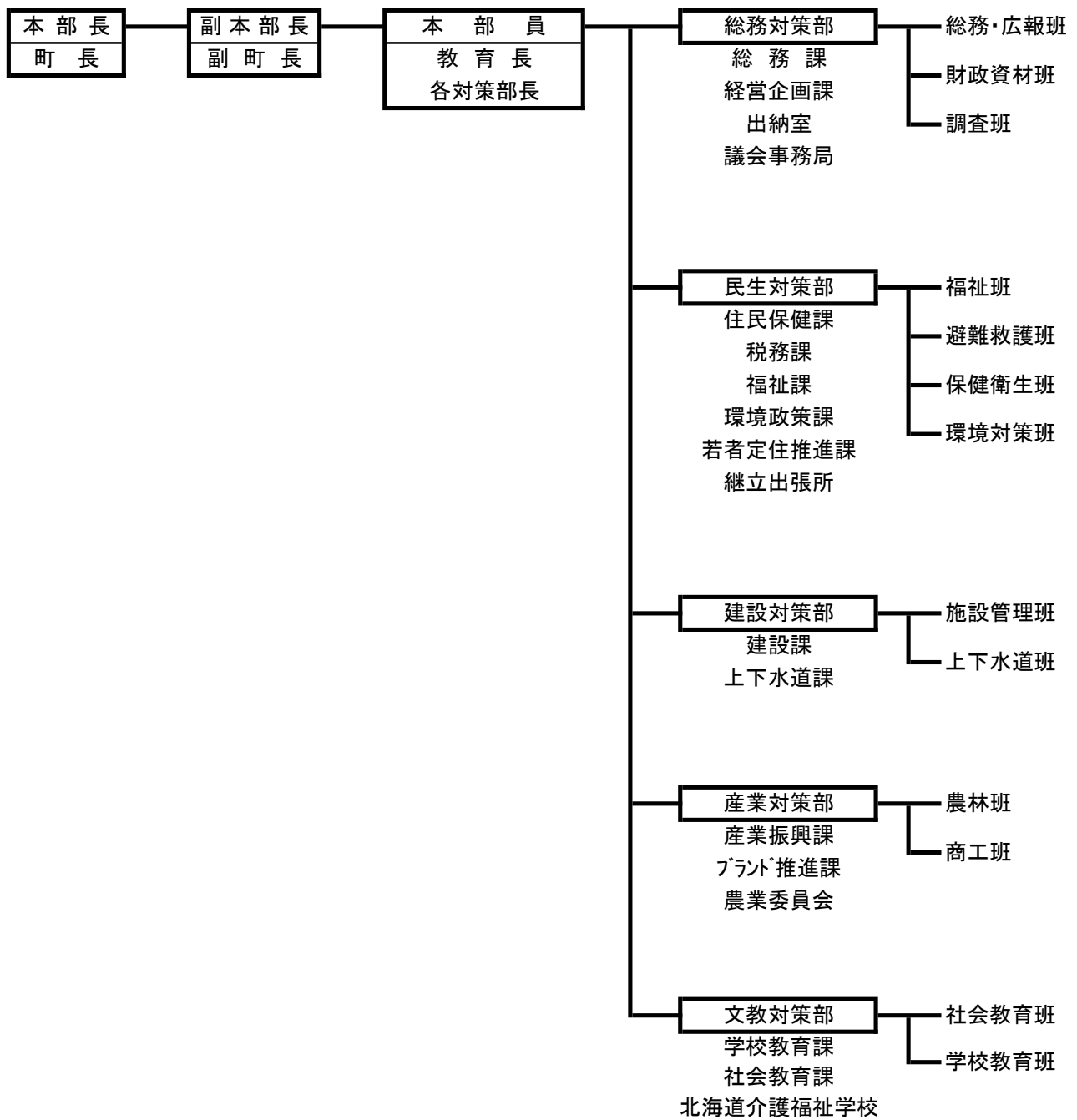
別記第 1 号様式	避難者世帯名簿（第 5 章第 4 節第 9）	4 2
別記第 2 号様式	救助種目別物資受払簿（第 5 章第 4 節他）	4 4
別記第 3 号様式	避難所設置及び収容状況（第 5 章第 4 節第 9）	4 5
別記第 4 号様式	避難所収容台帳（第 5 章第 4 節第 9）	4 6
別記第 5 号様式	自衛隊災害派遣要請依頼書（第 5 章第 6 節第 1）	4 7
別記第 6 号様式	自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書（第 5 章第 6 節第 7）	4 8
別記第 7 号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票 （第 5 章第 8 節第 4）	4 9

別記第8号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書 (第5章第8節第4)	50
別記第9号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票(第5章第8節第4)	51
別記第10号様式	被災者救出状況記録簿(第5章第9節第3)	52
別記第11号様式	救護班活動状況(第5章第10節第7)	53
別記第12号様式	病院診療所医療実施状況(第5章第10節第7)	54
別記第13号様式	助産台帳(第5章第10節第7)	55
別記第14号様式	輸送記録簿(第5章第14節第4)	56
別記第15号様式	炊き出し給与状況(第5章第15節第4)	57
別記第16号様式	飲料水の供給簿(第5章第16節第2)	58
別記第17号様式	世帯構成員別被害状況(第5章第17節第2)	59
別記第18号様式	物資購入(配分)計画表(第5章第17節第2)	60
別記第19号様式	物資の給与状況(第5章第17節第2)	61
別記第20号様式	物資給与及び受領簿(第5章第17節第2)	62
別記第21号様式	応急仮設住宅台帳(第5章第23節第5)	63
別記第22号様式	住宅応急修理記録簿(第5章第23節第5)	64
別記第23号様式	障害物除去の状況(第5章第24節第6)	65
別記第24号様式	学用品の給与状況(第5章第25節第3)	66
別記第25号様式	遺体の搜索状況記録簿(第5章第26節第2)	67
別記第26号様式	遺体処理台帳(第5章第26節第2)	68
別記第27号様式	埋葬台帳(第5章第26節第2)	69
別記第28号様式	労務者雇用台帳(第5章31節第4)	70

3 資料

資料1	防災関係機関連絡先(第1章第6節)	71
資料2	栗山町防災会議条例(第3章第1節第2)	72
資料3	栗山町災害対策本部条例(第3章第2節第3)	74
資料4	栗山町における防災に関する各種協定一覧(第5章第7節第1)	75
資料5	北海道消防防災ヘリコプター応援協定(第5章第8節第4)	78
資料6	ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領(第5章第8節第4)	80
資料7	ヘリコプター離着陸指定及び可能地一覧(第5章第8節第5)	82
資料8	緊急通行車両証明書(第5章第13節第3)	83
資料9	栗山町災害時備蓄計画(第5章第15節他)	84
資料10	危険物施設一覧表(第7章第4節第2)	95

災害対策本部組織図



別表第2(第3章第2節第3)

災害対策本部の部班の編成、事務分掌

部	班	部局名	役割
総務対策部	総務・広報班	総務G 広報・防災・情報G DX・行革推進G 議会事務局	1 防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 災害対策本部の庶務に関すること。 4 避難の勧告又は指示の発令に関すること。 5 知事への災害報告に関すること。 6 自衛隊、広域応援の派遣要請及び受入れに関すること。 7 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。 8 救助法に関すること。 9 庁内の非常体制に関すること。 10 気象予警報及び災害情報の収集及び伝達に関すること。 11 災害視察者、見舞者等の応接及び義援金等の受付に関すること。 12 職員の動員計画に関すること。 13 職員の非常招集に関すること。 14 労務の供給に関すること。 15 町民組織との連絡及び協力に関すること。 16 国、道及び関係機関への要望及び資料調整に関すること。 17 被災現場の写真撮影に関すること。 18 災害広報に関すること。 19 報道機関との連絡調整に関すること。 20 情報通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 21 議会との連絡調整に関すること。 22 その他、他部及び部内の班に属さないこと
	財政資材班	行政経営G 出納室	1 災害予算の編成及び資金の調達に関すること。 2 災害経費の経理に関すること。 3 物資の調達及び救援物資の受入れに関すること。 4 町有財産被害の災害共済に関すること。 5 町有財産の緊急使用に関すること。 6 災害に伴う金銭(義援金等の受入れを含む)の出納及び保管に関すること。
	調査班	地域政策G	1 被災地域における被害の実態調査に関すること。 2 災害に関する相談、苦情に関すること。 3 町有財産の被害調査に関すること。
民生対策部	福祉班	福祉・子育てG 高齢者・介護・医療G 課税G 収納G	1 社会福祉施設及の被害調査に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 避難所における救助物資の配布に関すること。 4 その他避難所に関すること。 5 防災ボランティアの受入れ及び調整に関すること。
	避難救護班	住民G 国保G 福祉・子育てG 高齢者・介護・医療G 若者定住推進G	1 被災者の避難所への誘導及び移送に関すること。 2 被災者の救出、捜索、死体の収容に関すること。 3 災害時避難行動要支援者の安全確保及び保護に関すること。 4 災害による行方不明者の捜索に関すること。 5 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関すること。 6 被災者及び災害業務従事者に対する食糧の供給に関すること。
	保健衛生班	健康推進G	1 医療施設の被害調査に関すること。 2 被災者の健康管理・指導に関すること。 3 感染症の予防に関すること。 4 避難所の防疫に関すること。 5 医薬品、衛生資機材等の供給確保に関すること。 6 保健所、医療機関等との連絡調整に関すること。 7 応急救護所の開設及び管理に関すること。 8 救急医療及び助産に関すること。
	環境対策班	環境政策G 生活安全G ゼロカーボン推進G 継立出張所	1 災害時の廃棄物及び汚物処理に関すること。 2 死体の処理及び埋葬に関すること。 3 被災地における環境保全及び公害対策に関すること。 4 衛生関係施設の被害調査に関すること。 5 防疫計画に関すること。 6 災害時の防犯パトロールに関すること。

建設対策部	施設管理班	総務管理G 技術G	1 道路の通行禁止及び制限に関する事。 2 道路、橋りょう、河川、農業排水、公園等の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 3 応急作業用車両等の確保、調達、配分及び保管に関する事。 4 障害物の除去に関する事。 5 災害現場への土木・建築用資材等の輸送計画の策定及び実施に関する事。 6 危険水防区域の警戒巡視に関する事。 7 栗山町水防計画に定める水防活動に関する事。 8 公営住宅の被害調査、応急対策に関する事。 9 被災住宅の応急危険度判定に関する事。 10 応急仮設住宅の建設に関する事。
	上下水道班	上下水道G	1 上下水道施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関する事。 2 応急給水に関する事。
産業対策部	農林班	農林業振興G 農業委員会事務局	1 農業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。 2 被災農家の援護対策に関する事。 3 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関する事。 4 死亡獣畜の処理に関する事。 5 林野火災に関する事。 6 治山に関する事。 7 災害時における農業関係機関との連絡調整に関する事。
	商工班	商工・労働G 観光・賑わい推進G	1 商工業関係の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。 2 被災商工業者の援護対策及び応急対策に関する事。 3 食糧、生活必需品等の流通対策に関する事。 4 災害時における商工業関係機関との連絡調整に関する事。 5 観光客の安全対策に関する事。
文教対策部	社会教育班	社会教育G	1 社会教育施設及び体育施設の被害調査及び応急対策及び復旧対策に関する事。 2 文化財の保護及び応急対策に関する事。 3 社会教育施設及び体育施設の応急利用に関する事。 4 社会教育施設の避難所の開設及び管理運営に関する事。
	学校教育班	学校教育G 学校経営改善室 介護福祉学校事務局	1 学校教育施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事。 2 学用品等の配給に関する事。 3 災害時の応急教育対策に関する事。 4 被災児童・生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関する事。 5 教職員の動員に関する事。 6 学校給食の供給に関する事。 7 学校教育施設の避難所の開設及び管理運営に関する事。

別表第3(第3章第5節第2)

警報・特別警報等の種類及び発表基準

気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地域	南空知

警報発表基準

種 類	警報の基準
大 雨	浸水害:表面雨量指数基準 14
	土砂災害:土壌雨量指数基準 134
洪 水	流域雨量指数基準 雨煙別川流域=13.9 時登川流域=3.4 阿野呂川流域=17.1 ポンアノロ川流域=6.3
	複合基準*1 ポンアノロ川流域=(5, 6.2)
	指定河川洪水予報による基準 夕張川[円山]
暴 風	平均風速 18m/s
暴 風 雪	平均風速 16m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	12時間降雪の深さ50cm

記録的短時間大雨情報

気象情報名	記録的短時間大雨情報の基準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

特別警報発表基準

種 類	特別警報の基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴 風 雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

別表第4(第3章第5節第2)

注意報の種類及び発表基準

気象警報発表区域の種類

府県予報区	石狩・空知・後志地方
一次細分区域	空知地方
市町村等をまとめた地域	南空知

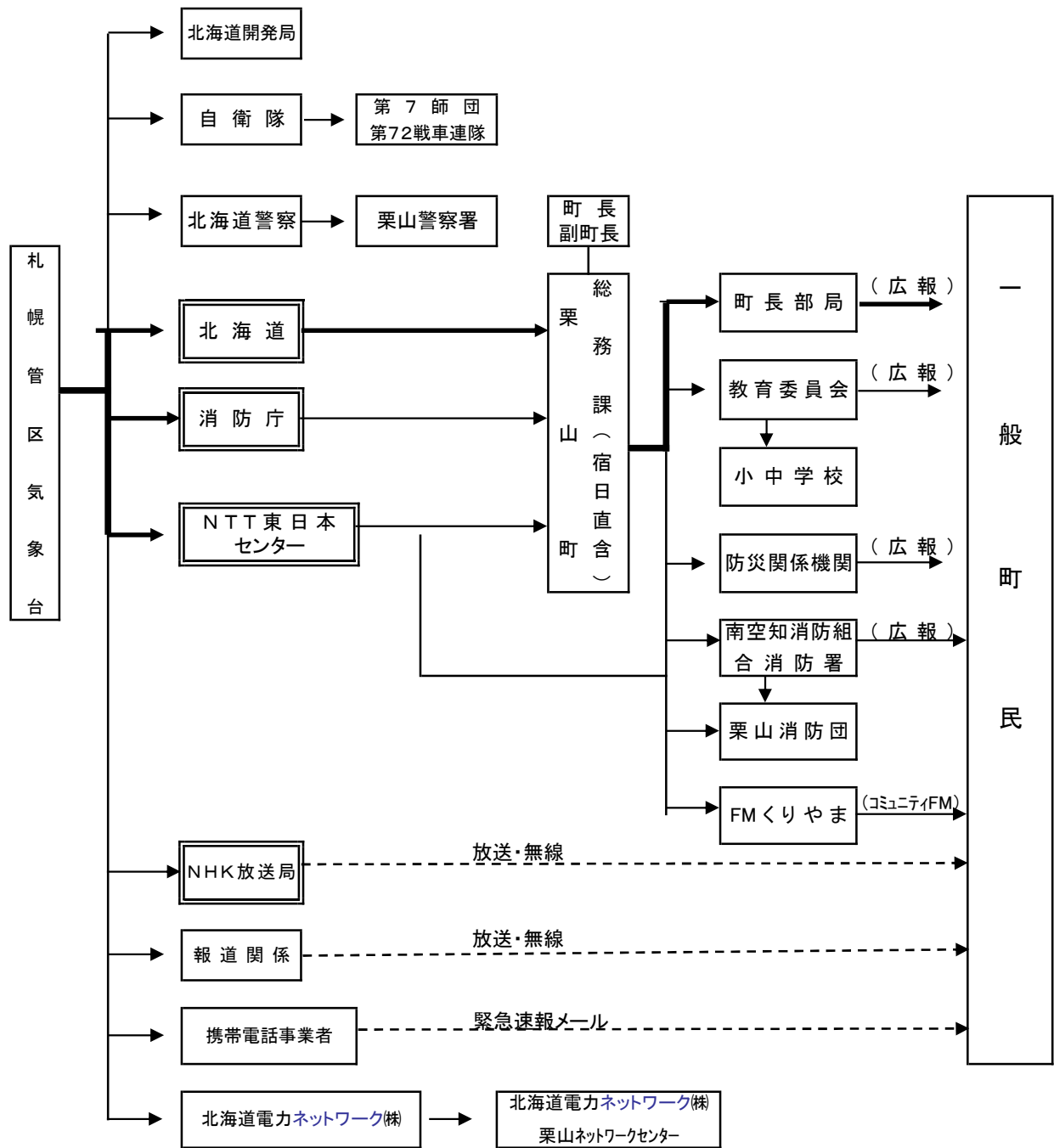
注意報発表基準

種 類	注意報の基準
大 雨	表面雨量指数基準 6
	土壌雨量指数基準 97
洪 水	流域雨量指数基準 雨煙別川流域=11.1 時登川流域=2.6 阿野呂川流域=13.6 ポンアノロ川流域=4.3
	複合基準*1 雨煙別川流域=(5, 11.1) ポンアノロ川流域=(5, 3.4)
	指定河川洪水予報による基準 タ張川[円山]
強 風	平均風速 12m/s
風 雪	平均風速 10m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 30cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
融 雪	70mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計
濃 霧	視程 200m
乾 燥	最小湿度30% 実効湿度60%
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	5月～10月:(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続 11月～4月:(最低気温) 平年より8℃以上低い
霜	最低気温 3℃以下
着 雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続

*1(表面雨量指数,流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

別表第5(第3章第5節第2関係)

気象情報伝達系統図



 二重線で囲まれている期間は、気象業法の規定に基づく法定伝達先

→ 太線は特別警報が発表された際の、気象業法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

別表第6(第4章第3節第2関係)

防災資機材保有状況

区分	分類	種別	規格	単位	合計	水防倉庫	上下水道	環境政策	総務課	消防署	備考
物資	救助用品	担架		台	4	-	-	-	3	1	
物資	救助用品	ライフジャケット (救命胴衣)	大人用	着	13	-	-	-	-	13	
物資	警備用品	安全ロープ	φ12mm 100m/巻	巻	1	-	-	-	-	1	
物資	警備用品	安全ロープ	φ21mm 50m/巻	巻	11	6	-	-	-	5	
物資	警備用品	セーフティーコーン	H700mm	個	73	49	-	-	10	14	
物資	警備用品	バリケード	A形バリ	台	14	14	-	-	-	-	
物資	警備用品	バリケード	単管式	脚	6	6	-	-	-	-	
物資	警備用品	リングバー	セーフティーコーン用	本	6	6	-	-	-	-	
物資	ケーブル類	ドラム式コード (電エドラム)	20~30m/台	台	32	5	-	-	25	2	発電機用
物資	工具	カマ(鎌)		丁	33	20	-	-	-	13	
物資	工具	しの		丁	2	-	-	-	-	2	
物資	工具	スコップ	剣先	丁	64	40	-	-	-	24	
物資	工具	スコップ	角	丁	13	4	-	-	-	9	
物資	工具	ツルハシ(鶴橋)		丁	9	2	-	-	-	7	
物資	工具	とび口		丁	167	4	-	-	-	163	
物資	工具	ナタ(鉋)		丁	5	3	-	-	-	2	
物資	工具	ノコ(鋸)		丁	14	10	-	-	-	4	
物資	工具	ハンマー		丁	6	3	-	-	-	3	
物資	工具	掛矢(木槌)		丁	15	10	-	-	-	5	
物資	工具	ペンチ		丁	10	6	-	-	-	4	
物資	工具	クリッパー		丁	5	-	-	-	-	5	
物資	工具	一輪車		台	5	3	-	-	-	2	
物資	工具	おの(斧)		丁	7	4	-	-	-	3	
物資	工具	ドレン箆		戊	0	-	-	-	-	-	
物資	工具	竹ホーキ		本	3	3	-	-	-	-	
物資	工具	バケツ	#10	個	82	-	-	-	80	2	
物資	工具	ひしゃく	480mm×620mm	個	4	1	-	-	-	3	
物資	工具	水中ポンプ	ツルミ 100V-50φ	台	0	-	-	-	-	-	
物資	工具	排水ホース	ビニール 50φ×60m	巻	0	-	-	-	-	-	
物資	発動発電機	発動発電機	1.0kVA未満	台	1	-	-	-	-	1	
物資	発動発電機	発動発電機	1.0~2.0kVA	台	14	1	-	-	7	6	
物資	発動発電機	発動発電機	2.0~4.0kVA	台	10	-	-	-	7	3	
物資	照明器具	懐中電灯		個	99	18	-	-	32	49	
物資	照明器具	投光機	500W未満	基	20	4	-	-	16	-	発電機用
物資	照明器具	投光機	500~1000W	基	6	1	-	-	-	5	
物資	保安用品	テント		張	3	-	-	-	2	1	
物資	保安用品	ポリタンク	浄水用	個	68	-	68	-	-	-	
物資	保安用品	雨合羽		着	182	20	-	-	-	162	
物資	保安用品	長靴		足	41	11	-	-	-	30	
物資	保安用品	胴長		足	7	2	-	-	-	5	
資材	油処理材	オイルマット	タフネル BL-65 65cm×65cm×4mm	枚	220	-	-	120	-	100	
資材	油処理材	オイルマット	オイルプロッター F-1型	本	2	-	-	2	-	-	
資材	油処理材	オイルフェンス	タフネル TF-200 10m/本	本	5	-	-	-	-	5	
資材	油処理材	油処理剤	スミレイ(油のみ吸着活性炭)	袋	4	-	-	-	-	4	
資材	油処理材	油処理剤	シークル N800 18L/缶	缶	0	-	-	-	-	-	
資材	油処理材	中和剤		L	78	-	-	-	-	78	
資材	土木用材	なまし鉄線		kg	42	40	-	-	-	2	
資材	土木用材	土のう袋		枚	2,450	2,000	-	-	-	450	

別表第7(第4章第6節第2)

指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住 所	連絡先	対象とする異常な現象の種類				
				洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	大規模 な火事	内水氾濫
1	栗山公園	栗山町桜丘2丁目38番地16	72-0706				○	
2	栗山小学校グラウンド	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179				○	
3	栗夢広場	栗山町中央3丁目309番地	72-6161				○	
4	運動公園	栗山町松風4丁目22番地	72-6161				○	
5	栗山高等学校グラウンド	栗山町字中里64番地18	72-1343				○	
6	ふじスポーツ広場	栗山町字富士23番地5	72-6161				○	
7	栗山中学校グラウンド	栗山町字湯地60番地9	72-0269				○	
8	総合グラウンド	栗山町字湯地91番地18	72-6161				○	
9	角田小学校グラウンド	栗山町角田17番地	72-0519				○	
10	継立小学校グラウンド	栗山町字継立191番地2	76-3151				○	
11	旧日出消防団消防庁舎向広場	栗山町字日出138番地2	72-1111				○	
12	円山地域文化センター広場	栗山町字円山139番地1	72-1111				○	
13	カルチャープラザEki	栗山町中央2丁目1番地	73-3333	○		○	○	○
14	スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地	72-6161	○	○	○	○	○
15	栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179	○		○	○	○
16	児童センター	栗山町中央4丁目86番地	72-0801	○		○	○	○
17	ふれあいプラザ	栗山町桜丘2丁目38番地5	72-3000	○		○	○	○
18	総合福祉センター	栗山町朝日4丁目9番地36	72-1117	○		○	○	○
19	栗山高等学校	栗山町字中里64番地18	72-1343	○		○	○	○
20	中里団地集会所	栗山町字中里25番地34	72-5793	○		○		○
21	ふじ団地集会所	栗山町字富士8番地6	72-2977	○		○		○
22	栗山中学校	栗山町字湯地60番地9	72-0269	○	○	○	○	○
23	北海道介護福祉学校	栗山町字湯地60番地	72-6060	○	○	○	○	○
24	角田小学校	栗山町角田17番地	72-0519	○		○	○	○
25	農村環境改善センター	栗山町角田157番地1	72-6040	○		○	○	○
26	南部公民館	栗山町字継立176番地8	75-2111	○	○	○	○	○
27	継立小学校	栗山町字継立191番地1	76-3151	○		○	○	○
28	円山地域文化センター	栗山町字円山139番地1	72-1111	○	○	○	○	○

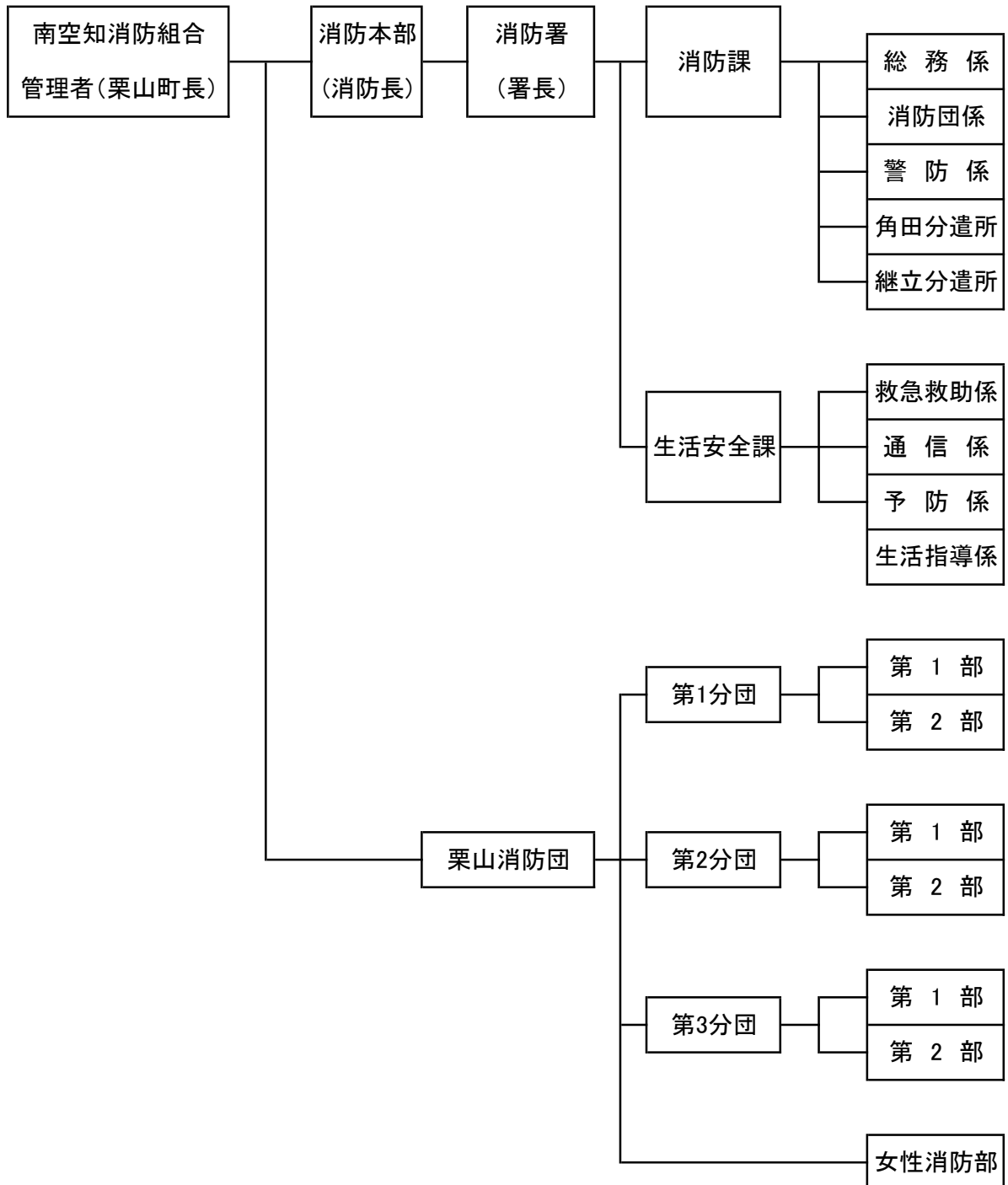
別表第7(第4章第6節第2)

指定避難所一覧

NO	施設名	住 所	連絡先	指定緊急避難場所との重複
1	カルチャープラザE k i	栗山町中央2丁目1番地	73-3333	○
2	スポーツセンター	栗山町中央3丁目310番地	72-6161	○
3	栗山小学校	栗山町中央3丁目311番地1	72-1179	○
4	児童センター	栗山町中央4丁目86番地	72-0801	○
5	ふれあいプラザ	栗山町桜丘2丁目38番地5	72-3000	○
6	総合福祉センター	栗山町朝日4丁目9番地36	72-1117	○
7	栗山高等学校	栗山町字中里64番地18	72-1343	○
8	中里団地集会所	栗山町字中里25番地34	72-5793	○
9	ふじ団地集会所	栗山町字富士8番地6	72-2977	○
10	栗山中学校	栗山町字湯地60番地9	72-0269	○
11	北海道介護福祉学校	栗山町字湯地60番地	72-6060	○
12	角田小学校	栗山町角田17番地	72-0519	○
13	農村環境改善センター	栗山町角田157番地1	72-6040	○
14	南部公民館	栗山町字継立176番地8	75-2111	○
15	継立小学校	栗山町字継立191番地1	76-3151	○
16	円山地域文化センター	栗山町字円山139番地1	72-1111	○

消防組織機構

(1) 消防組織図



別表第9(第4章第10節第1関係)

消防施設の現況

(1)車 両

令和6年6月30日現在

車両別 所 属		消 防 ポンプ 自動車	水槽付 消防ポ ンプ自 動車	化 学 消 防 自動車	はしご付 消防ポ ンプ自 動車	小 型 動 力 水槽車	指 令車	広 報車	救 急車	救助 工作車	小 型 動 力 積載車	小 型 動 力 ポンプ
消防本部							1	1				
消 防 署				1		1	1	1	1	1		
栗 山 消 防 団	本 団						1					
	第1分団	2										2
	第2分団	1	1									2
	第3分団		1								2	3
合 計		3	2	1	0	1	3	2	1	1	2	7

(2)消防水利保有数

令和6年6月30日現在

地区別 区 分		市街地	密 集 地			そ の 他 の 地 域								合 計
		栗 山	角 田	継 立	日 出	御 園	杵 臼	雨 煙 別	阿 野 呂	円 山	南 学 田	中 里	富 士	大 井 分
消 火 栓		85	25	10	4	1	2	1	1	2				1
防 火 水 槽	40 t 以上	46	9	6	2									1
	40 t 未満	12	1	3	1	1								
合 計		143	35	19	7	2	2	1	1	2	0	0	0	2

令和6年度 栗山町除排雪業務実施要領

冬期間における快適な生活環境、生活圏の広域化に伴う道路交通網の確保を図るため、地域住民の積極的な協力を得ながら除排雪事業を進める。

◎雪道巡回（パトロール）

- （１）早朝パトロール者は、降雪状況が異なる市街地・北部・中南部各地区を巡回して降雪の状況を把握し担当者に連絡。
- （２）圧雪・暖気等（降雨も含まれる）特殊な状況の対応については、パトロール及び連絡を受けその状況を把握し対応に当たる。
- （３）交差点の見通し改善については、早朝除雪後状態を把握しその対応に当たる。
- （４）除雪が稼働する午前２時（午前３時）以降、早朝に降雪があった場合、日中の大雪、その他緊急時の出動はパトロール等によりその状況を把握し対応に当たる。

◎作業工種

除排雪業務の主な作業工種、作業概要は次のとおりとする。

工種区分		作業概要
一般（車道）除雪	新雪除雪	路面の積雪を路側に排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前に作業を実施し、プラウによる比較的高速作業が可能な状態をいう。
	路面整正	路面上に形成された圧雪や氷盤の除去、轍掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。また、路面の積雪を完全に除去し圧雪の形成を防止するため、新雪除雪と同時施工を行う場合もある。
	交差点処理	道路の交差点に堆積した雪を、除雪ドーザなどで除去する作業をいう。
	拡幅除雪	所定幅員や次期除雪の堆雪スペースの確保、吹き溜まりの防止等のため、路側に堆積した雪を路側のさらに外側に排除したり、雪堤に積み上げたりする作業をいう。

工種区分	作業概要
運搬排雪	市街地や人家連たん部等の堆積スペースの狭い箇所で、降雪や除雪作業により雪堤が成長し路側への堆雪、拡幅余地がなくなったとき、堆積した雪を所定場所に運搬・排除して幅員や堆積スペースを確保する作業で、車道部の堆雪のみを排除する「カット排雪」と歩道部を含めた堆雪を排除する「拡幅排雪」がある。 なお、雪堆積場の整正管理も含まれる。
歩道除雪	歩道上の堆雪を排除し、又は歩道路面を平滑に保ち、歩行者の歩行に支障のないスペースを確保する作業をいう。

◎作業時間帯

- （１）一般（車道）除雪の場合は、早朝出動体制は通常午前２時より稼動し、作業終了については午前７時３０分を目処とする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。（通勤・通学時間の確保）〈全線除雪に係る作業時間は最低５時間必要〉
- （２）歩道除雪の場合は、早朝出動体制は通常午前３時より稼動し、作業終了については午前７時３０分を目処とする。なお、緊急を要する場合はこの限りではない。（通勤・通学時間の確保）〈全線除雪に係る作業時間は最低４時間必要〉

◎出動基準

除排雪作業は、次の基準に達したときに実施するものとする。

区分		出動基準
一般 （車道） 除雪	新雪	（１）車両の安全な通行を確保するため、道路の利用状況に応じて、原則として、積雪深が１０ｃｍ以上になったとき。 （２）前項のほか、気象情報、路面状況、降雪強度等を総合判断し、概ね下記のような場合のとき。 ①今後の降雪により、積雪が１０ｃｍ以上予想される場合 ②１０ｃｍに満たない積雪が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、又は予想される場合（判断の目安は、日中の積雪が１０ｃｍ以上か、連続した積雪の合計が１０ｃｍ以上の場合） ③交通量が多く、圧雪による交通障害の発生が予想される場合 ④風雪や地吹雪等による吹溜まりの発生が予想される場合 （３）その他、業務担当者の指示によるとき。
	除雪	

別表第10-1（第4章第14節第2）

区分		出動基準
一般 (車道) 除雪	路面 整正	(1) 路面に不陸や轍掘れが発生している、又はその恐れがあると判断される場合で概ね下記のような路面状況となったとき。 ①新雪除雪作業の実施後にも降雪があり、路面に圧雪が厚く残った場合 ②昼夜の気温差により、路面の圧雪が凍結・融解を繰り返した場合 ③気温の急激な上昇や、降雨により圧雪が崩壊した場合 (2) その他、業務担当者の指示によるとき。
	交差点 処理	(1) 雪山により見通しが悪くなり、車両や歩行者の発見が遅れ、事故が起きるおそれがあるとき。 (2) その他、業務担当者の指示によるとき。
	拡幅 除雪	(1) 車道横の雪山が高くなり幅員が狭くなる等、車両の安全な走行ができないと判断した場合で、概ね下記のような状況となったとき。 ①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となったとき。 ②次期除雪の堆積スペースの確保が困難となるおそれがあるとき。 (2) その他、業務担当者の指示によるとき。
運搬排雪		(1) 車道横の雪山が高く堆雪余裕もない等、安全な住民の生活交通の確保ができないと判断した場合。 (2) 交差点、横断歩道部で雪山が高く堆雪余裕もない、又は視距を確保できなくなったとき。 (3) その他、業務担当者の指示によるとき。
歩道除雪		(1) 積雪深が10cm以上になった場合、若しくは今後の降雪により、積雪が10cm以上予想される場合。 (2) 10cmに満たない積雪が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、又は予想される場合。(判断の目安は、日中の積雪が10cm以上か、連続した積雪の合計が10cm以上の場合) (3) 風雪や地吹雪等による吹き溜まりの発生が予想される場合。 (4) 歩道の路面状態(有効幅員、凸凹状等)によって歩行が困難と判断される場合。 (5) その他、業務担当者の指示によるとき。

令和6年度 栗山町除排雪作業施工管理基準

◎除排雪作業指針

除排雪作業に携わる職員、除排雪業者、オペレータ等が除排雪に対する高い意識と使命感を持ち、お互いの連携と情報共有により作業することが重要である。

このため、これまで行ってきた除排雪作業についての改善を図り、最小の経費で最大の効果が得られる除排雪作業を確立するとともに、除排雪作業の水準を向上させるため、一定の作業施工管理基準を定めることとする。

◎除雪目標

除雪作業による交通確保目標は、次のとおりとする。

区分	除雪目標
一般（車道） 除雪	車道の除雪幅員は1車線（2.75m）確保を基準とし、幹線町道については極力2車線（5.5m）確保に努めるとともに、栗山市街の幹線町道である「中央通り」と「南大通り」については、圧雪厚5cm以下となるように対応する。 その他の路線は、道路状況により対応する。
歩道除雪	歩道除雪幅員は概ね1m以上（機械幅）を確保する。

◎除排雪作業水準

冬期間における安全で円滑な道路交通網を確保するため、次の除排雪作業水準に基づき、的確な除排雪作業を実施する。

区分		作業水準	路面管理水準
一般（車道） 除雪	新雪 除雪	（1）所要の幅員を確保すること。 （2）路面は圧雪が厚く形成されないように仕上げるものとし、車輛の走行に支障があってはならない。 （3）既に圧雪化している部分があるときは、路面整正を同時に行い、作業直後に路面整正を再度行なうことがないように仕上げること。	（圧雪厚） 5cm以下 ^{注1}
	路面 整正	（1）段差、凸凹が生じないよう仕上げるものとし、車両の走行に支障があってはならない。 （2）路面にウィンドロウ（帯状の堆雪）を残さないよう路側まで押し付けて仕上げること。	

別表第10-2（第4章第14節第2）

区分		作業水準
一般（車道）除雪	交差点処理	（１）所要の車線を確保すること。 （２）路面にウィンドロウ（帯状の堆雪）を残さないように仕上げる
	拡幅除雪	（１）所要の幅員を確保すること。 （２）沿道家屋、隣接地、作工物に支障がないよう、横押しや積上げ等の工法により、次の除雪作業に必要なスペースを確保するよう仕上げる

注１：栗山市街地区の幹線町道である「中央通り」と「南大通り」にのみ適用する。

区分	作業水準
運搬排雪	（１）路側等の堆雪を排除し、路面は通行上支障になる段差が生じないよう仕上げる。 （２）カット排雪 ^{注２} は、必要な車道幅を確保するよう仕上げる。 （３）拡幅排雪 ^{注３} は、歩道部も含め通行車両や歩行者の歩行に支障のないよう仕上げる。 （４）積み込み時にこぼれた雪を路面上に残さないこと。
歩道除雪	（１）所要の幅員を確保すること。 （２）路面は歩行上支障となる段差が生じないよう仕上げる。

注２：カット排雪は、車道部の堆雪のみを排除する排雪をいう。

注３：拡幅排雪は、歩道部を含めた堆雪を排除する。

◎出来高管理

栗山市街の幹線町道である「中央通り」と「南大通り」の作業の出来高については、原則として設計図書によるものとし、確認写真の撮影などについては業務担当者より除雪委託業者が指示を受けること。

◎除排雪作業報告

除雪委託業者は、除排雪作業を実施したときは、実施した翌月に除雪稼働日報を提出し、業務担当者の確認を受けなければならない。

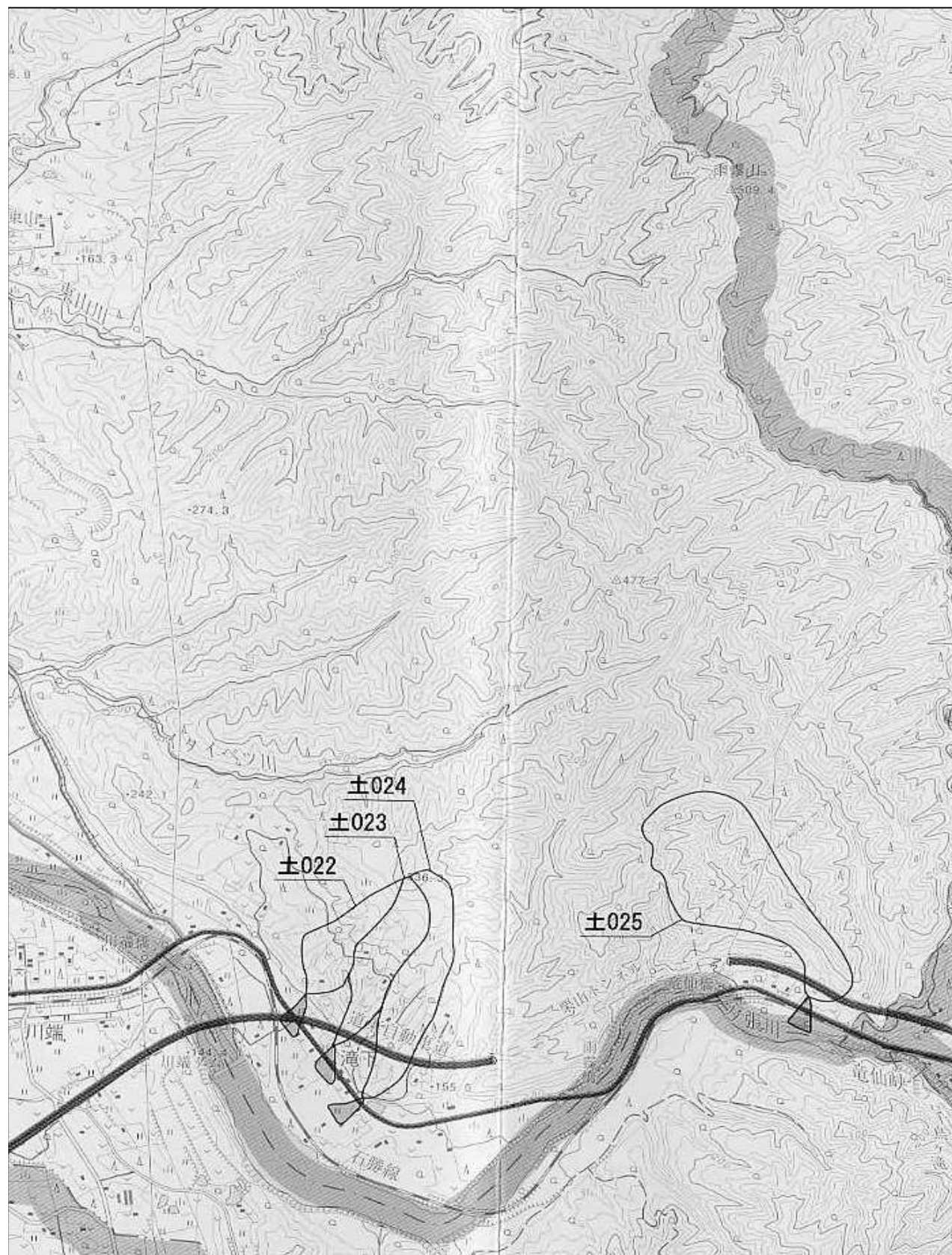
別表第11(第4章第5節第1関係)

急傾斜地崩壊危険箇所

No.	箇所番号	位置	危険箇所の延長	備考
急001	I-0-457-457	桜丘2丁目1	90m	
急002	I-0-458-458	桜丘1丁目1	190m	
急003	II-0-438-438	桜丘2丁目2	46m	
急004	II-0-439-439	桜丘3丁目	13m	
急005	II-0-440-440	桜丘1丁目2	27m	
急006	II-0-441-441	桜丘1丁目3	185m	

土石流危険渓流

No.	渓流番号	河川名	渓流名	位置	備考
土001	I 07-0020	雨煙別川	スキー場沢川	桜丘1丁目	
土002	I 07-0030	雨煙別川	湯地3の沢川	湯地	
土003	II 07-0040	中の沢川	緑丘の沢川	緑丘	
土004	II 07-0050	中の沢川	緑丘1の沢川	緑丘	
土005	II 07-0060	雨煙別川	桜山2の沢川	桜山	
土006	I 07-0070	ボンアノロ川	ボンアノロ右1の沢川	継立	
土007	II 07-0080	坊主川	坊主沢川	桜山	
土008	II 07-0090	坊主川	継立地区の沢川	桜山	
土009	II 07-0100	ボンアノロ川	継立地区1の沢川	継立	
土010	II 07-0110	ボンアノロ川	ボンアノロ左1の沢川	継立	
土011	II 07-0120	ボンアノロ川	浄水場の沢川	継立	
土012	II 07-0130	阿野呂川	継立1の沢川	日出	
土013	II 07-0140	阿野呂川	継立2の沢川	日出	
土014	II 07-0150	阿野呂川	日出1の沢川	日出	
土015	II 07-0160	阿野呂川	日出2の沢川	日出	
土016	I 07-0170	阿野呂川	日出右4の沢川	日出	
土017	I 07-0180	阿野呂川	日出右5の沢川	日出	
土018	I 07-0190	阿野呂川	日出3の沢川	日出	
土019	II 07-0200	阿野呂川	阿野呂右1の沢川	日出	
土020	II 07-0210	阿野呂川	阿野呂右2の沢川	日出	
土021	II 07-0220	阿野呂川	地藏の沢	日出	
土022	II 07-0270	砂金川	滝下1の沢川	滝下	
土023	II 07-0280	砂金川	神社の沢川	滝下	
土024	II 07-0290	砂金川	滝下川	滝下	
土025	II 07-0300	草木川	草木川	滝下	
土026	III 07-001	葉散別川	桜丘1の沢川	桜丘3丁目	
土027	III 07-002	葉散別川	桜丘2の沢川	桜丘3丁目	
土028	III 07-003	葉散別川	桜丘3の沢川	桜丘3丁目	
土029	III 07-004	葉散別川	桜丘4の沢川	桜丘3丁目	
土030	III 07-005	葉散別川	桜丘5の沢川	桜丘3丁目	
土031	III 07-006	葉散別川	桜丘6の沢川	桜丘3丁目	
土032	III 07-007	湯地川	湯地1の沢川	湯地	
土033	III 07-008	湯地川	湯地2の沢川	湯地	
土034	III 07-009	雨煙別川	湯地4の沢川	湯地	



山 地 災 害 危 険 地 区

山 腹 崩 壊 危 険 地 区 一 覧 表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山1	湯地1	栗山町	湯地		
山2	湯地2	栗山町	湯地		
山3	湯地3	栗山町	湯地		
山4	桜丘1	栗山町	桜丘		
山5	自動車学校地先	栗山町	桜丘		
山6	鉄道の沢1	栗山町	桜丘3丁目		
山7	桜丘4	栗山町	桜丘3丁目		
山8	桜丘5	栗山町	桜丘3丁目		
山9	後藤地先	栗山町	桜丘3丁目		
山10	桜丘7	栗山町	桜丘3丁目		
山11	桜丘8	栗山町	桜丘		
山12	桜丘9	栗山町	桜丘3丁目		
山15	緑丘3	栗山町	緑丘		
山16	緑丘4	栗山町	緑丘		
山17	緑丘2	栗山町	緑丘		
山19	本沢1	栗山町	本沢		
山20	本沢2	栗山町	本沢		
山21	本沢3	栗山町	本沢		
山22	本沢4	栗山町	本沢		
山23	本沢5	栗山町	本沢		
山24	北学田	栗山町	北学田		
山25	桜山	栗山町	桜山		
山26	継立1	栗山町	継立		
山27	町有林の沢	栗山町	継立		
山28	日出1	栗山町	日出		
山29	日出2	栗山町	日出		
山30	日出3	栗山町	日出		
山31	日出4	栗山町	日出		
山32	日出5	栗山町	日出		
山33	日出6	栗山町	日出		
山34	御園2	栗山町	御園		
山35	御園3	栗山町	御園		
山36	御園4	栗山町	御園		
山37	円山	栗山町	円山		
山38	滝ノ下1	栗山町	滝ノ下		
山39	滝ノ下2	栗山町	滝ノ下		
山40	滝ノ下3	栗山町	滝ノ下		
山41	卜部地先	栗山町	桜丘		
山42	桜丘10	栗山町	桜丘		
山43	桜丘11	栗山町	桜丘		
山44	鉄道の沢2	栗山町	桜丘		

崩 壊 土 砂 流 出 危 険 地 区

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
崩1	桜丘1	栗山町	桜丘		
崩2	桜丘2	栗山町	桜丘		
崩3	桜丘3	栗山町	桜丘		
崩4	佐藤地先	栗山町	桜丘		
崩5	ハサンベツ川	栗山町	桜丘		
崩6	スキー場の沢	栗山町	桜丘		
崩7	ポンポン沢	栗山町	緑丘		
崩8	中ノ沢川	栗山町	緑丘		
崩9	本沢	栗山町	本沢		
崩10	桂の沢	栗山町	継立		
崩13	日出1	栗山町	日出		
崩14	日出2	栗山町	日出		
崩15	日出3	栗山町	日出		
崩16	仁木の沢	栗山町	日出		
崩17	事務所の沢	栗山町	日出		
崩18	地蔵の沢	栗山町	日出		
崩19	矢部の沢	栗山町	日出		
崩20	神社の沢	栗山町	日出		
崩21	一号沢	栗山町	日出		
崩22	勝又の沢	栗山町	日出		
崩23	牧野の沢	栗山町	日出		
崩24	日出地区	栗山町	日出		
崩25	伊藤の沢	栗山町	御園		
崩26	タラツ川	栗山町	南角田		
崩27	町有林3の沢	栗山町	継立		
崩28	桜丘3丁目1	栗山町	桜丘	3丁目	
崩29	桜丘3丁目	栗山町	桜丘	3丁目	
崩30	桜丘1丁目3	栗山町	桜丘	1丁目	
崩31	桜丘3丁目	栗山町	桜丘	3丁目	
崩32	継立1	栗山町	継立		
崩33	継立2	栗山町	継立		
崩34	南角田	栗山町	南角田		
崩35	日出地区Ⅰ	栗山町	日出		
崩36	日出5	栗山町	日出		
崩37	桜丘1丁目1	栗山町	桜丘	1丁目	
崩38	継立3	栗山町	継立		
崩39	日出地区Ⅱ	栗山町	日出		
崩40	朝日2丁目	栗山町	朝日	2丁目	
崩41	桜丘3丁目2	栗山町	桜丘	3丁目	
崩42	桜丘3丁目3	栗山町	桜丘	3丁目	
崩43	桜丘1丁目	栗山町	桜丘	1丁目	
崩44	桜丘3丁目4	栗山町	桜丘	3丁目	
崩45	桜丘3丁目5	栗山町	桜丘	3丁目	

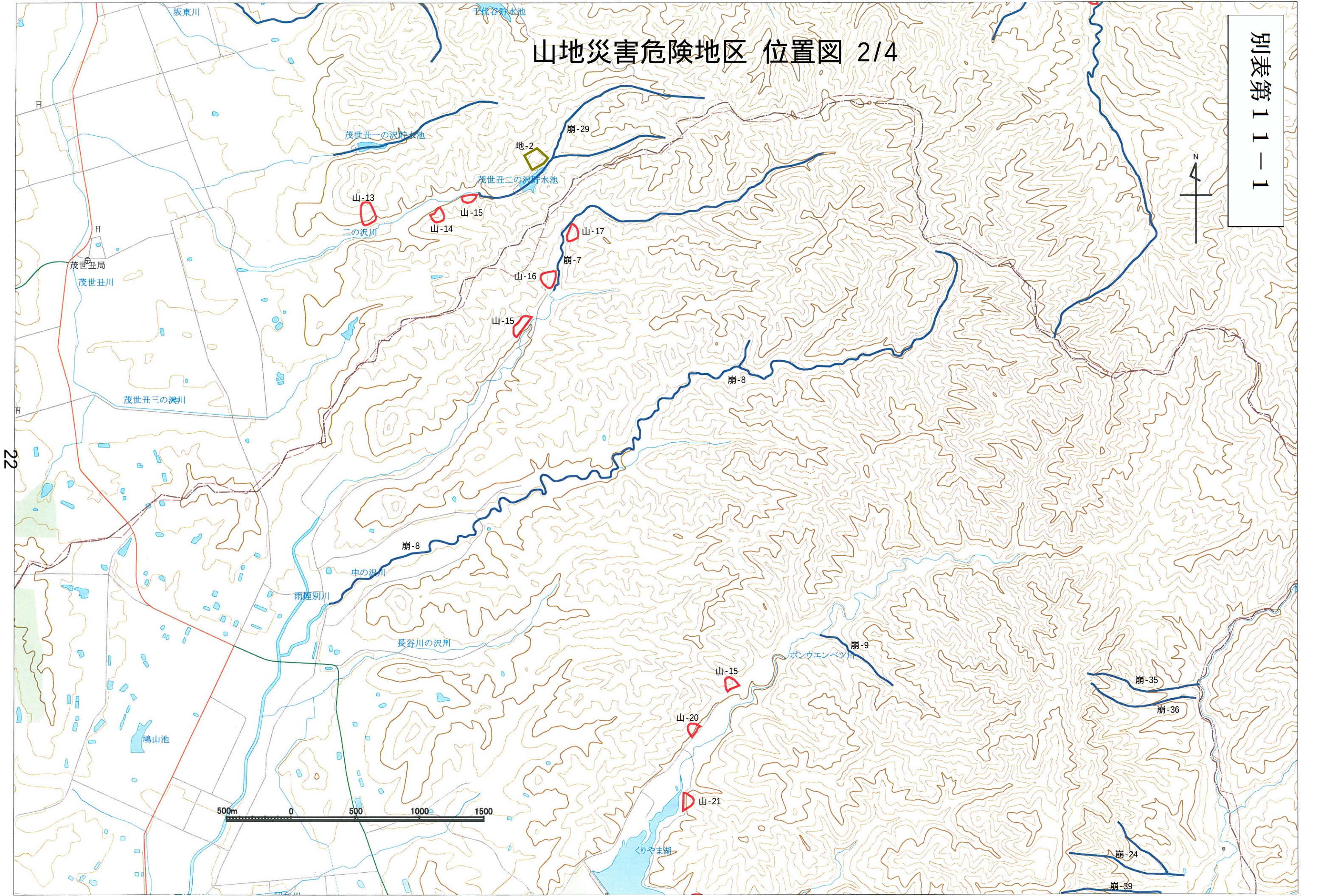
地 す べ り 危 険 地 区 一 覧 表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
地1	日の出1	栗山町	日の出		
地2	日の出2	栗山町	日の出		
地3	湯地1	栗山町	湯地		
地4	湯地2	栗山町	湯地		

山地災害危険地区 位置図 1/4

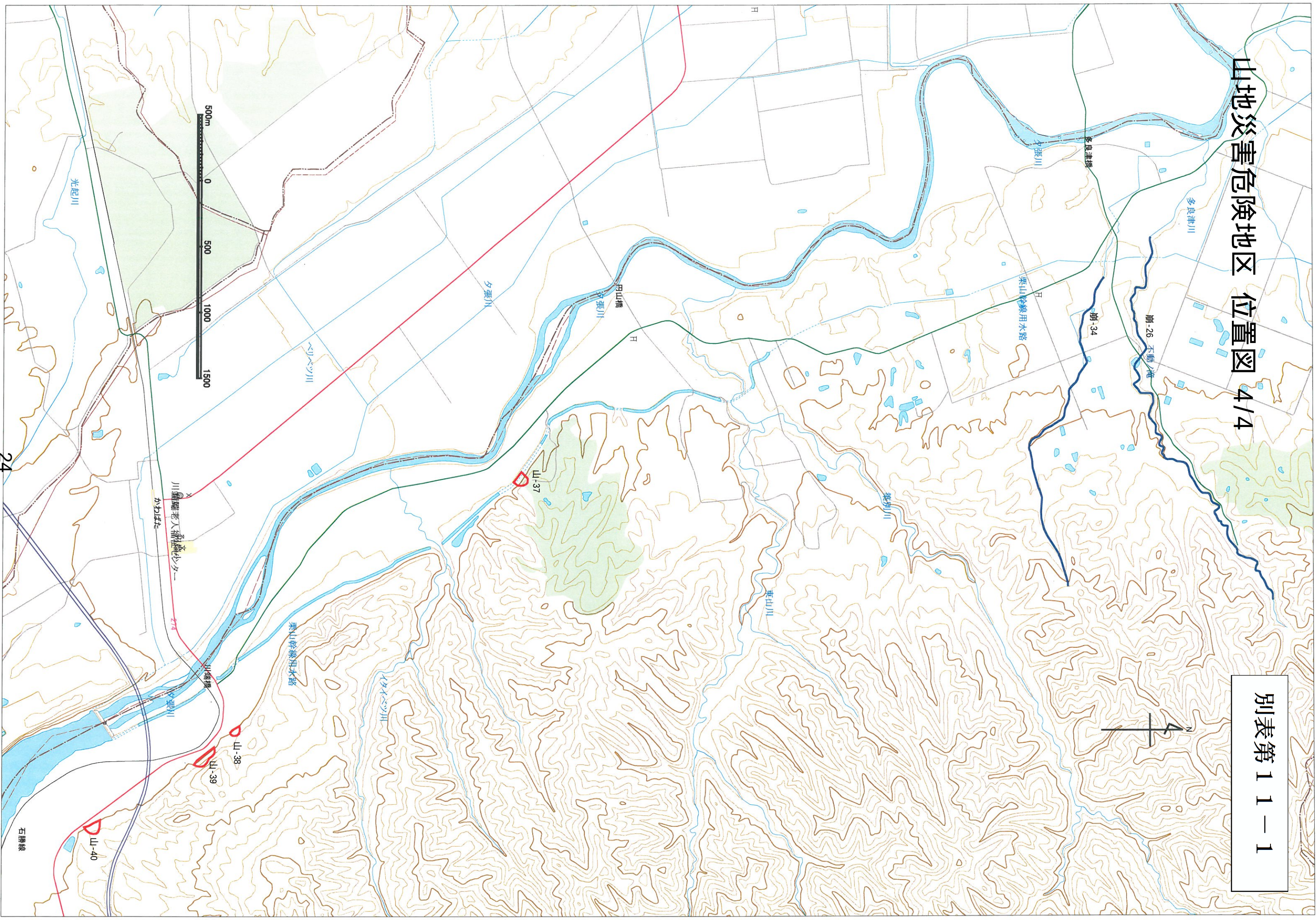


山地災害危険地区 位置図 2/4



山地災害危険地区 位置図 4/4

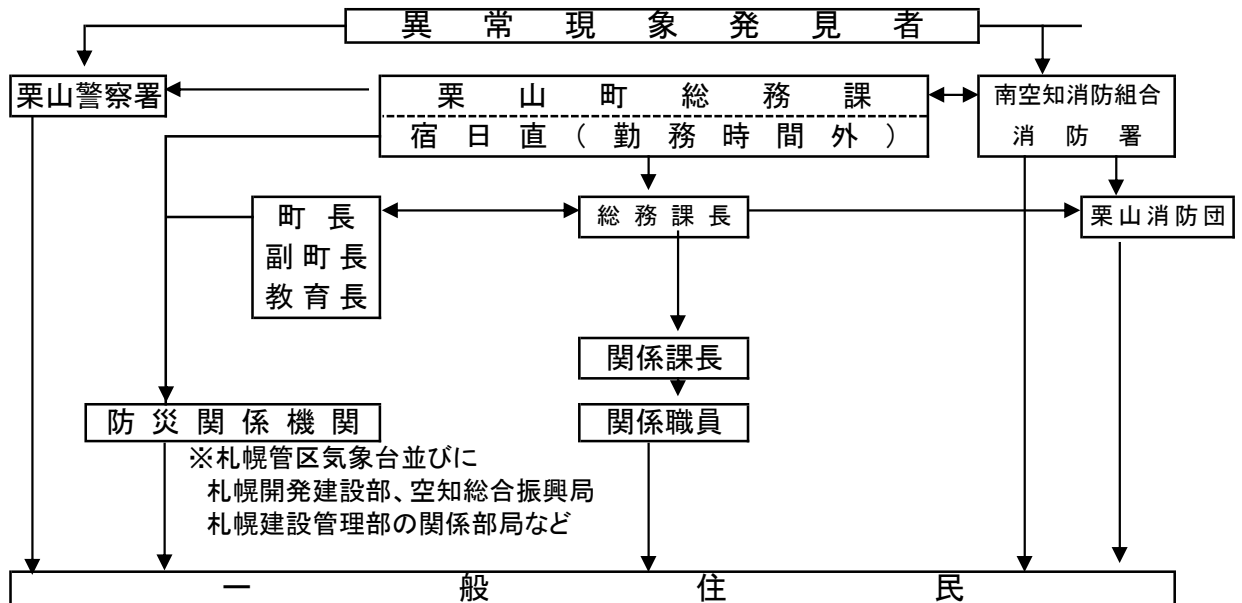
別表第11-1



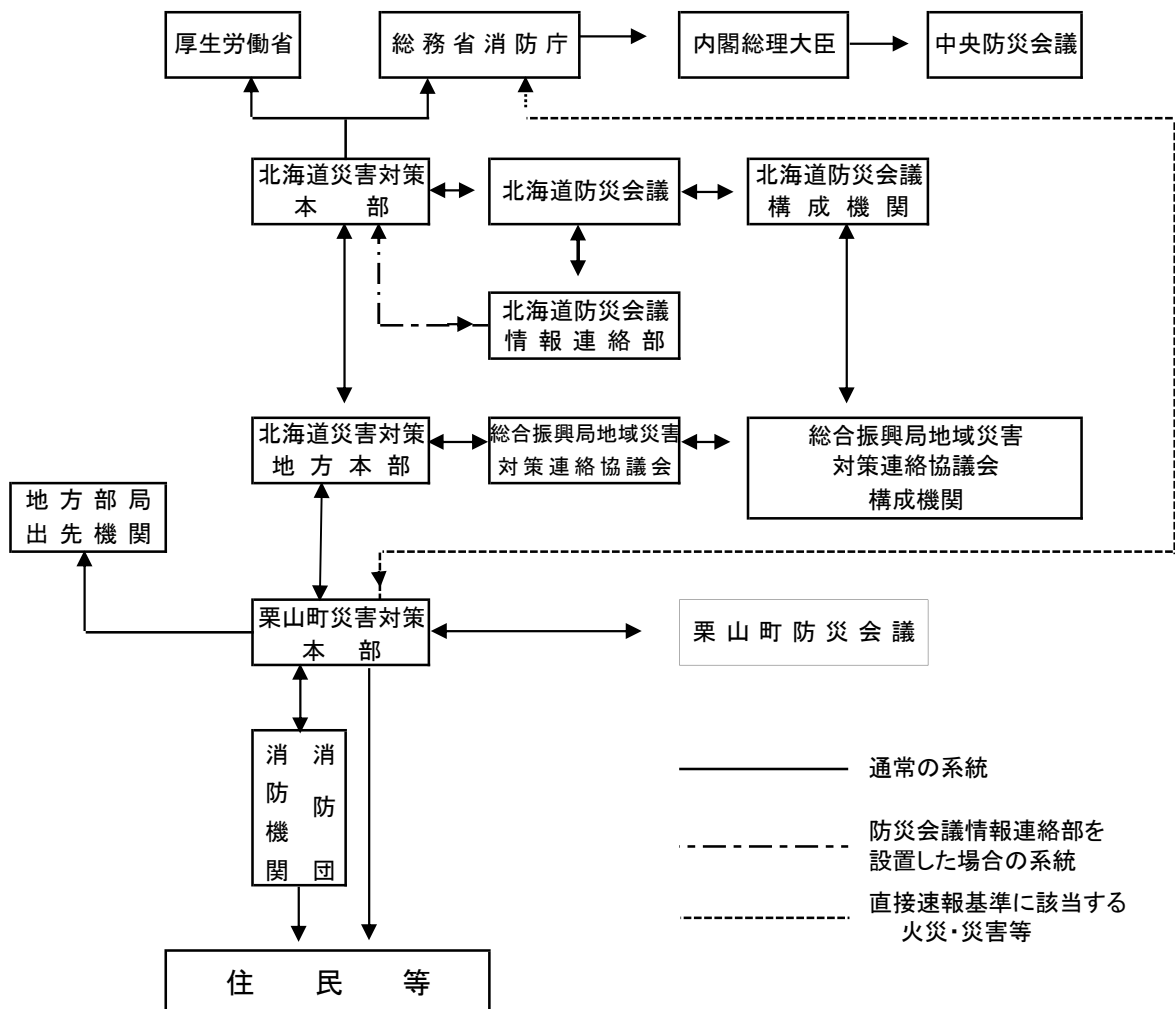
別表第12(第5章第1節第2関係)

災害情報連絡系統図

1. 災害対策本部の設置前



2. 災害対策本部(連絡会議)の設置後



別表第13(第5章第1節第4)

災 害 情 報				
報告日時		月 日 時現在		報告日時
月 日 時現在				
発信機関		栗 山 町		受信機関
空知総合振興局				
発信担当者 (職・氏名)				受信担当者 (職・氏名)
発生場所				
発生日時		月 日 時 分		災害の原因
気象等の状況	雨 量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風 速			
	その他			
ライフラインの状況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災害対策本部等の設置状況		(名 称) _____ (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2) 災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	区分	地区名	避難場所	人員	時間
		自主避難				
		高齢者等 避難				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣 要請の状況					
	(5) その他措置 の状況					
	(6) 応急対策出 動人員	(ア)出動人員			(イ)主な活動状況	
		町職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他		名				
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

被害状況報告(速報 中間 最終)

月 日 時現在

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因							
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名		栗山町		受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等		被害金額(千円)		項 目		件数等		被害金額(千円)	
① 人的被害	死 者	人			※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道 工 事	河 川	箇所		
	行方不明	人						海 岸	箇所		
	重 傷	人						砂防設備	箇所		
	軽 傷	人						地すべり	箇所		
	計	人						急傾斜地	箇所		
② 住家被害	全 壊	棟			⑤ 土木被害	道 路		道 路	箇所		
		世帯						橋 梁	箇所		
		人					小 計	箇所	0	0	
	半 壊	棟					市町村工事	河 川	箇所		
		世帯						道 路	箇所		
		人						橋 梁	箇所		
	一部破損	棟					小 計	箇所	0	0	
		世帯			港 湾	箇所					
		人			漁 港	箇所					
	床上浸水	棟			下 水 道	箇所					
		世帯			公 園	箇所					
		人			崖くずれ	箇所					
	床下浸水	棟			計	箇所	0	0			
		世帯			⑥ 水産被害	漁 船	沈没流出	隻			
		人					破 損	隻			
計	棟	0		小 計			隻	0	0		
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道 有 林	林 地	箇所			
		その他	棟				治山施設	箇所			
	半壊	公共建物	棟				林 道	箇所			
		その他	棟				林 産 物	箇所			
	計	公共建物	棟	0			0	そ の 他	箇所		
その他	棟	0	0	小 計	箇所	0	0				
④ 農業被害	農 地	田	流失・埋没等	ha		一 般 民 有 林	林 地	箇所			
			浸冠水	ha			治山施設	箇所			
		畑	流失・埋没等	ha			林 道	箇所			
			浸冠水	ha			林 産 物	箇所			
	農作物	田	ha		そ の 他		箇所				
		畑	ha		小 計	箇所	0	0			
	農業用施設	箇所		計	箇所	0	0				
	共同利用施設	箇所			林 地	箇所					
	営農施設	箇所			治山施設	箇所					
	畜産被害	箇所			林 道	箇所					
その他	箇所		林 産 物		箇所						
計			0	280	小 計	箇所	0	0			
					計	箇所	0	0			

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清 掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		計		箇所	0	0
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場		箇所			鉄道施設	箇所		
計			箇所	0		被害船舶(漁船除く)	隻		
⑨ 商工被害	商 業		件			空 港	箇所		
	工 業		件			水 道	戸		—
	そ の 他		件			電 話	回線		—
計		件	0	0	電 気	戸		—	
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			ガ ス	戸		—	
	中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所		—	
	高 校	箇所			都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—	0	
計		箇所	0	0	被 害 総 額			0	
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
罹災世帯数			世帯	0		危険物	件		
罹災者数			人	0		その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道(支庁)								
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害(個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表第15(第5章第1節第4)

被害区分		被害状況判定基準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅療養等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 (1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。

被害区分		被害状況判定基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1)被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水、又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1)被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1)被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流出、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。 (2)埋没とは、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上土砂が堆積した状態をいう。 (3)被害額の算出は、農地の原型復旧に要する費用又は耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。

被害区分		被害状況判定基準
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失または損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 (1)港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、または地方公共団体の所有する施設で、漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む)所有のものをいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。

被害区分		被害状況判定基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業営業基盤整備の施設道路をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。 (1)被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特殊支援学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。) (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。

被 害 区 分		被 害 状 況 判 定 基 準
⑬ そ の 他	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうち、ピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1)被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

別表第16(第5章第2節第2)

防 災 無 線

管理者	種別	呼出名称	配置課	設置車両・場所	備考
栗山町	基地局	防災栗山	建設課	建設課	
	移動局	防災栗山 1	建設課	道路パトロール車	
		〃 2	〃	指揮車両	
		〃 3	〃	除雪トラック	
		〃 4	〃	除雪グレーダー	
		〃 5	〃	除雪ドーザ	
		〃 6	〃	除雪ドーザ	
		〃 7	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 8	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 9	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 10	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 11	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 12	〃	除雪歩道ロータリー	
		〃 13	〃	除雪トラック	
		〃 14	〃	除雪トラック	
		〃 15	〃	除雪トラック	
		〃 16	〃	除雪トラック	
		〃 17	〃	除雪ドーザ	
		〃 18	〃	除雪ドーザ	
		〃 19	〃	除雪ドーザ	
		〃 20	〃	除雪ドーザ	
		〃 21	〃	除雪ドーザ	
		〃 22	〃	除雪ドーザ	
		〃 23	〃	除雪ドーザ	
		〃 24	上下水道課	水道パトロール車	
		〃 25	〃	水道管理専用車	
		〃 26	〃	水道管理専用車	
		〃 27	〃	下水道管理専用車	
		〃 28	環境政策課	塵芥収集車	
		〃 29	〃	塵芥収集車	
		〃 30	〃	塵芥収集車	
		〃 31	〃	塵芥収集車	
		〃 32	〃	塵芥収集車	
		〃 33	〃	塵芥収集車	
	携帯局	防災栗山 34	総務課	総務課	災害時:カルチャープラザ
		〃 35	〃	〃	災害時:スポーツセンター
		〃 36	〃	〃	災害時:栗山小学校
		〃 37	〃	〃	災害時:児童センター
		〃 38	〃	〃	災害時:オオムラサキ館
		〃 39	〃	〃	災害時:総合福祉センター
		〃 40	〃	〃	災害時:栗山高等学校
		〃 41	〃	〃	災害時:中里団地集会所
		〃 42	〃	〃	災害時:ふじ団地集会所
		〃 43	建設課	除雪ドーザ	災害時:栗山中学校
		〃 44	総務課	総務課	災害時:北海道介護福祉学校
		〃 45	〃	〃	災害時:角田小学校
		〃 46	〃	〃	災害時:農村環境改善センター
		〃 47	〃	〃	災害時:南部公民館
		〃 48	〃	〃	災害時:継立小学校
		〃 49	環境政策課	塵芥収集車	災害時:円山地域文化センター

別表第17(第5章第2節)

消 防 無 線

令和6年6月30日現在

管理者	種類	呼出名称	設置場所
南空知消防組合 消防署	基地局	なんそらしょうぼうくりやま	消防署
	固定局	くりやましょうぼう	消防署
	"	かくたしょうぼう	角田
	"	つぎたてしょうぼう	継立
	"	ひのでしょうぼう	旧日出
	"	うえんべつしょうぼう	雨煙別
	"	みなみがくでんしょうぼう	南学田
	移動局	なんそらしき	本部指令車
	"	なんそらしきほんぶ	" 広報車(可搬型)
	"	くりやましょうぼう	消防署(卓上型)
	"	くりやまきゅうきゅう	消防署高規格救急車
	"	くりやまきゅうじょ	" 救助工作車
	"	くりやまこうほう	" 広報車
	"	くりやましれい	" 指令車
	"	くりやますいそう	" 水槽車
	"	くりやまかがく	" 化学車
	"	くりやまはしご	消防署
	"	くりやまだんし	団指令車
	"	くりやま1ぶ	第1分団 1部車
	"	くりやま2ぶ	" 2部車
	"	かくた	第2分団 1部車
	"	うえんべつ	" 2部車
	"	つぎたて	第3分団 1部1号車
	"	ひので	" 1部2号車
	"	みなみがくでん	" 2部車
	"	なんそらしき101	本部指令車
	"	くりやましき101	消防署
	"	くりやましき102	消防署
	"	くりやましき103	消防署
	"	くりやましき104	消防署
	"	くりやまきゅうきゅう101	" 高規格救急車

別表第18(第5章第10節第5関係)

栗山町医療機関一覧

令和6年6月30日現在

医療機関名		電 話	診 療 科 目	ベット数
栗山赤十字病院	栗山町朝日3丁目2番地	72-1015	内科、外科、整形外科、精神神経科、眼科、循環器内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リウマチ科	103床
梶整形外科医院	栗山町中央2丁目251番地	72-0058	整形外科	—
長岡医院	栗山町中央3丁目226番地	72-1171	内科	—
板垣医院	栗山町中央2丁目219番地	72-0250	内科	—
つぎたてクリニック	栗山町字継立363番地49	77-2277	外科、内科、整形外科	—
にしみこどもクリニック	栗山町中央3丁目324番地4	73-3666	小児科、内科	—
栗山さいとう眼科	栗山町朝日3丁目6番地33	72-4146	眼科	—
くりそらHOMEクリニック	栗山町中央1丁目191番地3	76-9784	内科、外科	—
あらい歯科	栗山町中央3丁目233番地	72-1964	歯科	—
高橋歯科医院	栗山町中央2丁目174番地	72-1475	歯科	—
永山歯科医院	栗山町松風4丁目23番地	72-7000	歯科	—
西村歯科医院	栗山町中央3丁目266番地	72-5418	歯科	—
三上歯科医院	栗山町松風4丁目6番地3	72-0648	歯科	—
南川歯科医院	栗山町朝日3丁目6番地9	72-1155	歯科	—
くりやまフレンズ歯科	栗山町朝日4丁目31番地1	73-3111	歯科	—

(2) 薬品及び衛生材料販売業者

名称	所 在 地	電 話 番 号
なの花薬局栗山店	栗山町朝日2丁目31番地	73-2277
(有)吉井龍雲堂薬局	栗山町中央2丁目70番地	72-1172
吉井調剤薬局	栗山町中央2丁目248番地	72-7670
日本調剤栗山薬局	栗山町朝日2丁目33番地	72-2000
ナカジマ薬局日赤前店	栗山町朝日2丁目47番地	72-7935
ココカラファイン栗山店	栗山町中央2丁目116番地	72-1366
つぎたて調剤薬局	栗山町字継立272番地1	75-2112
ロイテ調剤薬局栗山店	栗山町中央3丁目327番地	73-5222
シオミ薬品	栗山町松風3丁目311番地1	72-0475
ツルハドラッグ栗山店	栗山町朝日4丁目31番地1	73-6355
BK薬局栗山駅前店	栗山町中央2丁目216番地	73-6355

別表第 19 (第 5 章第 16 節第 4)

給水用資機材の備蓄及び整備状況

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)			
	給水車 (m ³)			
	ト ラ ッ ク			
	ク レ ー ン 車			
	そ の 他	3	1	ライトバン 3 台
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)			
	仮設水槽 (m ³)			
	給水タンク (L)			
	給水タンク (2,000L)	1	1	旧水道事務所倉庫
	給水タンク (1,000L)	1	1	浄水場第 2 配水池
	ポ リ 容 器 (2 0 L)	6 8	6 8	
	そ の 他	1, 6 9 0 枚	1, 6 9 0 枚	給水袋 (6L)
機 材	応 急 給 水 装 置			
	ろ 過 機			
	発 電 機			
	投 光 器			
	鉄 管 切 断 機			
	電 動 ネ ジ 切 機			
	そ の 他			
管 類	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	直管 (mm)			
	継 手 類			
缶 詰	水 の 缶 詰			
	食 料			
そ の 他				

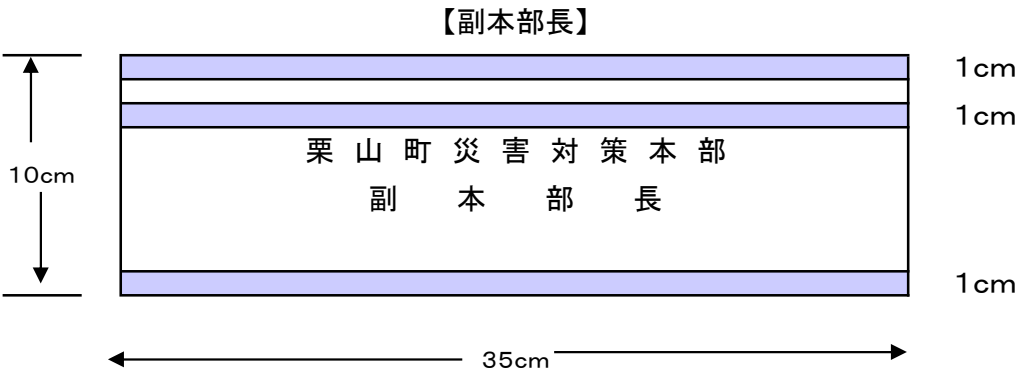
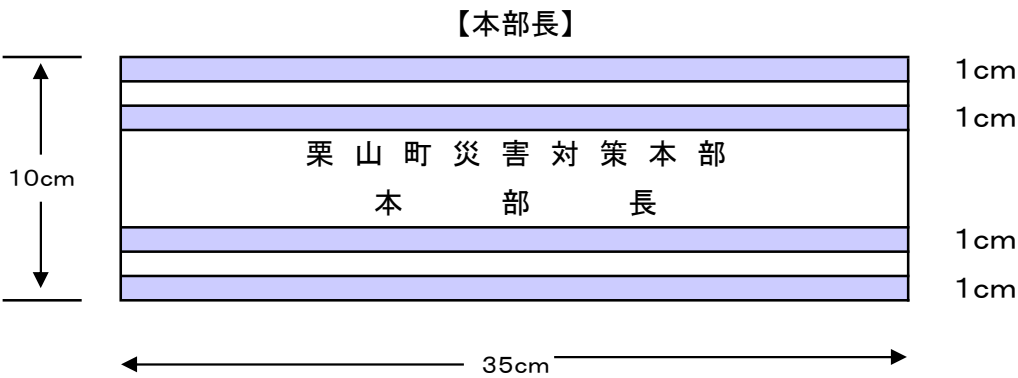
別図第1(第3章第2節第3)

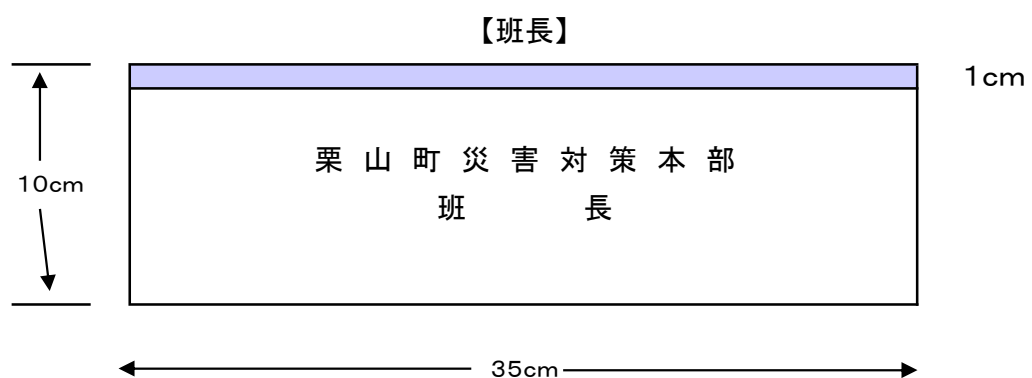
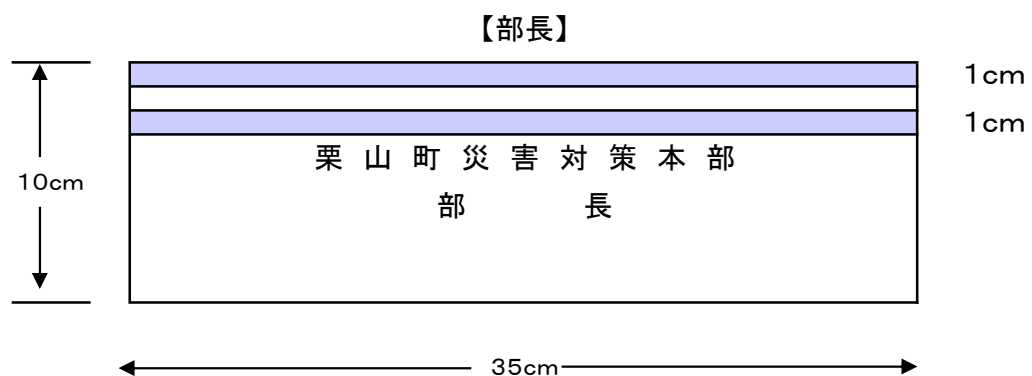
(災害対策本部案内標示板)



別図第2(第3章第2節第3)

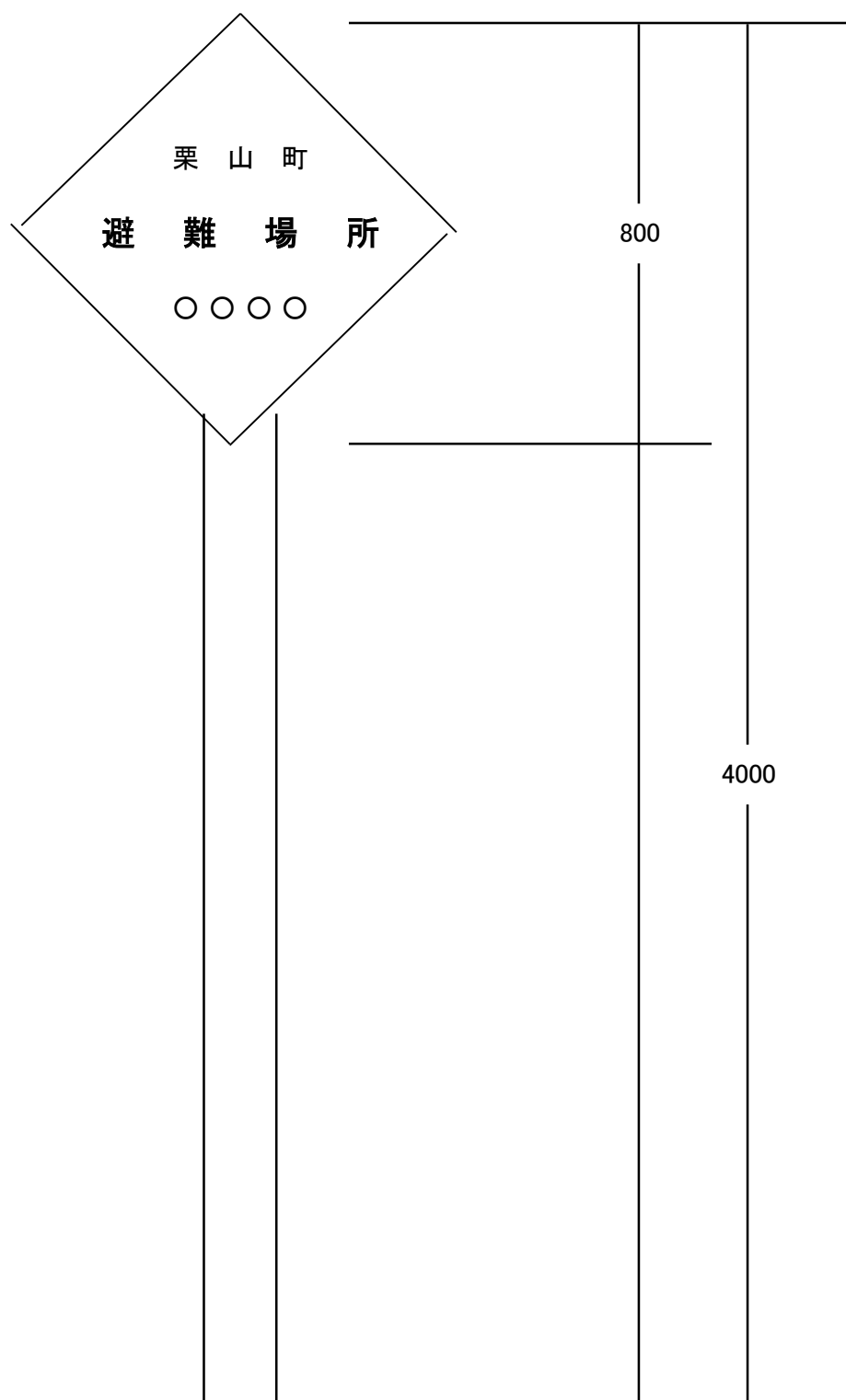
(腕章)





別図第3(第4章第9節第1)

(避難場所標識)



注) 1 ベース線とし、文字は白抜き、白で縁取り、反射フィルム

2 看板の材質はアルミ(600角)とし、2面

3 ポールは亜鉛メッキ柱(60径)、下部にX型ネカセを付ける。

避難者世帯名簿

避難所名				受付No. (受付者記入)		
①入所年月日	年 月 日					
②家族構成など				③特に配慮が必要なこと	④避難所で協力できる技能・特技	備 考
氏名	年齢	性別	続柄			
代表者(ふりがな)						
⑤住所・電話番号	〒					
	電話() —					
⑥町内会・自治会				⑦ペットの同行	有・無	
⑧自宅の被害状況	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上床下浸水 ☐ 停電 ☐ 断水 ☐ ガス停止					
⑨緊急連絡先 (親族などの連絡先)	〒					
	電話() —					
⑩特別な配慮	☐ 要配慮者の身体状況の確認が必要					
⑪特記事項						
⑫安否の問い合わせに、避難所にいることを答えてもいいですか？ (「いいえ」の場合、ご家族に対してもお答えしません)					はい・いいえ	

※記載できる項目のみ記載してください。

※記載内容は個人情報となるため、厳重に保管・取扱い、避難所運営の目的以外には使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに受付にお申し出ください。

—裏面あり—

【外出・外泊記載欄】

氏名	外出・外泊期間	連絡先	帰所確認
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		
	月 日～ 月 日		

※外泊する際、外泊から戻った際は、受付にお申し出ください。

※受付担当者は、外泊から戻ってきたことを確認したら「帰所確認」に「✓」を入れてください。

【退所記載欄】

①退所年月日	年 月 日
②退所後の行き先	1. 自宅に戻る 2. 転居する 〒 電話() —
③新たな被災者支援制度ができた時などにご連絡してもいいですか？	はい ・ いいえ

※退所する際には、受付にお申し出ください。

※受付担当者は、退所後に新たな支援制度ができた場合などに、退所後の行き先に案内等を送付してよいか確認してください。

＜「避難者世帯名簿」の保管・取扱いに関する注意点＞

この避難者名簿に記載された内容は、個人情報となることから、保管や取扱いには十分留意する必要があります。そのため、以下のような点に配慮します。

- (1) 不特定多数の人の目につかないように保管します。
- (2) 本人の同意なしに、記載内容を第三者へ提供しないこと。(家族への提供も不可)

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

栗山町

月 日	摘 要	受	払	残	備 考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
計					

- 注1 「救助種目別」欄には、①避難所用 ②炊き出しその他食品給与および給水関係物資 ③被災者救出用資機材等
④被服寝具等 ⑤医療品衛生材料 ⑥燃料および消耗品など用途別種目名を記入し、それぞれ別葉とすること。
- 2 品名ごとに、別葉とすること。
- 3 「摘要」欄には、購入先、受入先又は払出先を記入すること。
- 4 「備考」欄には、購入単価及び購入金額を記入すること。
- 5 「備考」欄には、払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。
- 6 北海道からの受入分及び町調達分別に受、払、残のそれぞれの数及び金額を記入すること。
- 7 救護班による場合は、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。
- 8 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

避難所設置及び収容状況

栗山町

避難所の名称	種 別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数量		
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
		月 日 ～ 月 日						
計	既存建物							
	野外仮設							
	天 幕							

注1 本様式は、別記第5号様式の集計用として作成すること。

2 「種別」欄は、既存建物、野外仮設の別に記入すること。

3 「物品使用状況」は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

4 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

5 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

避難所収容台帳

[避難所名]

開設月日	収容人員	事 項	物品使用状況		管理責任者名	備 考
			品 名	数量		

注1 開設避難所ごとに記入すること。

2 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員を記入し、収容人員の増減経過は「事項」欄に記入すること。

3 「物品使用状況」は、開設月日ごとに使用した品名・数量を記入すること。

4 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

第 号
年 月 日

空知総合振興局長 様

栗山町長

自衛隊災害派遣要請の依頼について

このことについて、次のとおり
隊の災害派遣の要請を依頼します。

のため緊急措置が必要なので、自衛

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

連絡責任者：総務課

第 号
年 月 日

空知総合振興局長 様

栗山町長

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼について

年 月 日付第 号で依頼した災害派遣については、所期の目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請を依頼します。

記

1 派遣を必要とした理由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

連絡責任者：総務課 電話番号

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関 名						
		担 当 者 職 氏 名						
		連 絡 先						
災 害 の 状 況 ・ 派 遣 理 由	覚 知	年 月 日 時 分						
	災害発生日時	年 月 日 時 分						
	災害発生場所							
	災 害 名							
	災害発生状況 ・ 措 置 状 況							
派 遣 を 必 要 と す る 区 域				希 望 す る 活 動 内 容				
気 象 の 状 況								
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名							
	特 記 事 項		(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)					
必 要 と す る 資 機 材			現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況					
			特 記 事 項					
傷 病 者 の 搬 送 先			救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名							
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況							
現 地 最 高 指 揮 者	(機関名)		(職氏名)					
無 線 連 絡 方 法	(周波数) H z							
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

第 号
年 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

栗山町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 () 時 分							
災 害 発 生 場 所								
派 遣 区 域								
離 着 陸 場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消 防 防 災 ヘリ コプターに係る 活 動 内 容 等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
そ の 他 参 考 と な る 事 項								
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢

救急患者の緊急搬送情報伝達票

(第 報)

要請年月日		年 月 日		時 分	
1	要請市町村名	電話		FAX	
	担当課・職・氏名	職名		氏名	
2	依頼病院名			電話	
	所在地			FAX	
	担当医師名・科名		科	担当課 氏名	
3	受入医療機関名			電話	
	所在地			FAX	
	担当医師名・科名		科	直通内線番号	
受入病院の了承: ☐ 有 ☐ 無					
4	ふりがな 患者氏名	生年月日 体 重	年 月 日生 kg	職業	歳
	住 所			感染症: ☐ 無 ☐ 有	
	病 名			☐ 入院中 ☐ 外来: 月 日	
	経 過			血圧: mmHg	脈拍: 回/分
				呼吸: 回/分	体温: °C
				意識レベル(JSC):	
航空機による搬送 が必要な理由		☐ 緊急性 ☐ 搬送時間短縮 ☐ 搬送安定性 ☐ その他() (主な理由:)			
気圧変化: ☐ 影響なし ☐ 影響あり					
5 受け入れ病院選定理由(①、②のいずれか記載)					
☐ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため(治療内容:)					
☐ ②その他(具体的な理由:)					
6	付添搭乗者	氏名	性別	年齢	体重
氏名	医 師			歳	kg
	看 護 婦			歳	kg
	付 添 人			歳	kg
医師・看護師の所属病院: ☐ 依頼病院 ☐ 受入病院 ☐ その他病院名()					
7 運航上必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資機材名		有	数量	総重量	要電源
①点滴		☐		kg	☐
②シリンジポンプ		☐		kg	☐
③酸素ボンベ		☐		kg	☐
④モニター類		☐		kg	☐
⑤保育器		☐		kg	☐
⑥人工呼吸器		☐		kg	☐
⑦救急パック		☐		kg	☐
⑧その他()		☐		kg	☐
引継場所 (現地離着陸場)		依頼病院: 受入病院:			メ モ

※市町村は、No.1～No.7の項目を記載のうえ、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」、No.5「その他」について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

被災者救出状況記録簿

栗山町

年月日	救出 人員	救 出 用 機 械 器 具								実支出額		備考
		名 称	借上費			修繕費			燃料費			
			数量	所有者 (管理 者)名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要				
	人				円		円		円	円		
計												

- 注1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長： 医師 氏名 印

月 日	市 町 村 名	患 者 数	措 置 の 概 要	死体検案数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

栗山町

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
								円	
計 機関	人					点	点	円	

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

助産台帳

栗山町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	
	月 日 時 分		~ 月 日	円	

輸 送 記 録 簿

栗山町

輸送 月日	目的	輸送 期間 (距離)	借 上 等			修 繕					燃料費	実支 出額	備考
			使用車両		金 額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概要			
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
					円				円		円		
計													

注1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。

2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。

3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。

4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。

5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

炊 き 出 し 給 与 状 況

栗山町

炊き出し場所の名称	月 日			月 日			月 日			月 日			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食分	円	
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

飲料水の供給簿

栗山町

供給月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具								実支出額		備考
		名 称	借 上			修 繕			燃料費			
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要				
	人			円		円		円		円		
計												

注1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

3 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年 月 日 時現在													栗山町		
被 害 別	世 帯 構 成 員 別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 生	中 学 生	高 等 学 生
全壊(焼)															
流 出															
半壊(焼)															
床上浸水															
合 計															

物資購入(配分)計画表

[区分:全壊(焼)、流失世帯分, 半壊(焼)及び床上浸水世帯分]

栗山町

世帯区分 品名 単価		1人世帯				2人世帯				3人世帯				4人世帯				5人世帯				人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
		数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	

注1 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)及び床上浸水世帯分に分けて作成すること。「区分」欄の該当する方に○をする。

2 「(基準額)」欄は、細則別表第1、2の額を記入すること。

3 「品名」欄は、寝具、被服、その他生活必需品名を記入すること。

4 各品名ごとの「備考」欄に、北海道及び町調達分を明らかにしておくこと。

物資の給与状況

栗山町

住家被害 程度区分	世帯主氏名	基礎となった 世帯構成人員	給与 月日	物資給与の品名						実収支額	備考
				布団	毛布						
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり供与したことに相違ない。

年 月 日

給与責任者 氏名

印

注1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。

2 「給与月日」欄は、その世帯に対して最後に給与された物資の受領月日を記入すること。

3 「物資給与の品名」欄は、数量を記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

栗山町

応 急 仮 設 住 宅 番 号	世 帯 主 氏 名	家 族 数	所 在 地	構 造 区 分	面 積	敷 地 区 分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実 支 出 額	備 考
		人								円	
計	世帯										

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄には、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

栗山町

世 帯 主 氏 名	修 理 箇 所 概 要	完 了 月 日	実 支 出 額	摘 要

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

障 害 物 除 去 の 状 況

栗山町

住家被害 程度区分		氏 名	除 去 に 要 し た 期 間	実 支 出 額 円	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
計	半壊 半焼	世帯				
	床上 浸水	世帯				

注1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊(焼)、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

学用品の給与状況

栗山町

学 校 名	学年	児 童 生 徒 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 給 与 状 況								実 支 出 額	備 考				
					教 科 書						そ の 他 学 用 品							
					国 語						鉛 筆	ノ ー ト						
																	円	
計	小学校 中学校	人 人															円 円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名

印

注1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

遺体の捜索状況記録簿

栗山町

年 月 日	搜 索 地 域	搜 索 人 員	搜 索 用 機 械 器 具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費			
		人			円		円		円	円	
計											

- 注1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 捜索用機械器具には、借上費の有償、無償を問わず作成するとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

遺 体 処 理 台 帳

栗山町

処 理 年 月 日	遺 体 発 見 の 日 時 及 び 場 所	死 亡 者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			遺 体 の 一 時 保 存	検 索 料	実 支 出 額	備 考
			氏 名	死亡者との関係	品 名	数 量	金 額				
							円		円	円	
計		人									

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

埋 葬 台 帳

栗山町

死 亡 者 年 月 日	埋 葬 日 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死亡者との関係	棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨 箱	計	
							円	円	円	
計		人								

- 注1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨を「備考」に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

注1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

防災関係機関等との通信連絡系統

機 関 名	担当部署	所 在 地	通 信 系 統		
			電話番号	FAX	その他
札幌開発建設部 岩見沢道路事務所	庶務課	岩見沢市日の出北2丁目1番地5号	0126-22-4000	0126-22-4006	
札幌開発建設部 札幌南農業事務所	所長 第1工事課長	北広島市中央6丁目8番地	011-376-6030	011-376-6038	
札幌開発建設部 夕張川ダム総合管理事務所		夕張市南部青葉町573番	0123-55-2111	0123-55-4633	
札幌開発建設部 川端ダム管理支所		栗山町字滝下53番地2	0123-85-2311	0123-85-2111	
札幌開発建設部 江別河川事務所	計画課	江別市高砂町5番地	011-382-2358	011-382-3857	
北海道森林管理局 空知森林管理署		岩見沢市3条東17丁目34番地	0126-22-1940	0126-22-3386	
北海道農政事務所	企画調整室	札幌市中央区南22条西6丁目2番22号	011-330-8800	011-552-0530	
札幌管区気象台		札幌市中央区北2条西18丁目2番地	011-611-6127		
陸上自衛隊 第7師団 第72戦車連隊	第3科	恵庭市柏木町531番地	0123-32-2101	-	
空知総合振興局 森林室		岩見沢市北2条西12丁目1-7	0126-22-1155	0126-22-1186	
空知総合振興局	地域創生部 地域政策課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033	0126-25-8144	
空知総合振興局 保健環境部 由仁地域保健支所		由仁町新光195番地	0123-83-2221	0123-83-3866	
空知総合振興局 産業振興部 空知家畜保健衛生所		岩見沢市岡山町12-37	0126-22-4212	0126-23-9676	
空知総合振興局 札幌建設管理部 長沼出張所		長沼町錦町北1丁目3番14号	0123-88-2346	0123-88-2705	
空知農業改良普及センター 空知南東部支所		栗山町字中里67番地36	0123-72-2358	0123-72-7276	
栗山警察署	警備課	栗山町朝日3丁目115番地11	0123-72-0110	0123-72-0110	
栗山町	総務課	栗山町松風3丁目252番地	0123-72-1111	0123-72-3179	
南空知消防組合 消防署		栗山町中央3丁目309番地	0123-72-0150	0123-72-6906	
東日本電信電話(株) 北海道事業部	災害対策室	札幌市中央区北1条西4丁目2番4号	011-212-4466	011-222-9254	
北海道電力ネットワーク(株) 栗山ネットワークセンター		栗山町朝日3丁目99番地	0123-72-1071	0126-72-5830	
北海道旅客鉄道(株) 追分駅		安平町追分中央1番地	0145-25-2611	0145-25-2612	
日本郵便(株) 栗山郵便局		栗山町中央3丁目238	0123-72-1165	0123-72-4112	
栗山土地改良区		栗山町松風3丁目299番地3	0123-72-1518	0123-72-0074	
空知南部医師会		栗山町中央4丁目31番地	0123-72-0058	0123-72-7970	
日本赤十字社北海道支部 空知地区	地区長 地域福祉係	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0105	0126-25-6759	
そらち南農業協同組合	管理部	栗山町中央3丁目104番地	0123-72-1313	0123-72-3364	
北海道中央農業共済組合 南空知支所		長沼町宮下1丁目1番1号	0123-88-3233	0123-88-2602	
栗山商工会議所		栗山町中央2丁目1番地	0123-72-1278	0123-72-4001	
南空知森林組合		栗山町字湯地91番地65	0123-72-8122	0123-72-8133	
北海道猟友会栗山支部		栗山町松風2丁目308番地2	0123-72-1422	-	
栗山建設協会		栗山町朝日4丁目29番地8	0123-72-5700	0123-72-5701	

○栗山町防災会議条例

昭和 4 0 年 3 月 2 9 日

条例第 9 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 1 6 条第 6 項の規定に基づき、栗山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 栗山町防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 3 3 条第 1 項の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 災害対策基本法第 2 条の規定による指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 南空知消防組合の消防長及び栗山消防団長

- (7) 災害対策基本法第2条の規定による指定公共機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命するもの
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、男女共同参画や多様な視点を反映させるため防災上必要と認めて町長が任命する者
- (10) 公募による者

6 前項の委員の定数は、35人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行と同時に栗山町防災に関する条例（昭和37年条例第22号）は、廃止する。

附 則（昭和55年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3（第 3 章第 2 節第 3）

○栗山町災害対策本部条例

昭和 40 年 3 月 29 日
条例第 10 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、栗山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長をたすけ、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部の設置）

第 3 条 本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

（委任規定）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栗山町における防災に関する各種協定一覧

令和6年7月7日現在

N o	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
1	道路等災害時における応急工事及び復旧に関する協定	栗山建設協会	H20. 4. 16	・重機、人員の派遣 ・緊急パトロール、応急活動
2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H20. 8. 7	・災害対応型自動販売機による災害情報等の提供 ・災害時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 27	・災害時における土木施設等の被害状況の把握、及び二次災害の防止に資する応急措置の準備等
4	災害時における機器の調達に関する協定	(株)テクノレンタル栗山営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
5	災害時における機器の調達に関する協定	(株)カナモト岩見沢営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
6	災害時における機器の調達に関する協定	(株)共成レンテム栗山営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
7	災害等に発生時における栗山町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会	H22. 9. 1	・被災場所におけるL Pガスの被災状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・被災場所へのL Pガスの供給及び長期化の場合の簡易コンロ等の手配
8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H24. 10. 3	・緊急時に町HP等を『キャッシュサイト』により負担軽減 ・『災害情報ブログ』活用で情報発信手段を確保 ・避難所マップサービスの提供
9	南空知災害時相互応援に関する協定	南空知4市5町 夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市 南幌町、由仁町、長沼町、月形町	H24. 11. 26	・被災地への緊急避難先又は一時宿泊施設の提供及びあつせん ・被災者への食料・飲料水・生活必需物資の提供及びあつせん
10	大規模災害時における相互応援に関する協定	宮城県角田市	H25. 8. 22	・応急対策及び復旧・復興に必要な職員の派遣 ・応急対策及び復旧・復興に必要な物資、資機材の提供 ・被災者及び避難者の受け入れ
11	災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊	H25. 12. 24	・連絡体制の充実、災害応急対策資材の保管状況資料の共有 ・防災訓練、会議等への参加 ・災害発生時における連絡調整所、活動拠点の設置等 ・連絡調整所、活動拠点の設置に係る町の場所の提供
12	災害時の応援に関する協定	北海道財務局	H26. 3. 28	・災害応急対策に関する事務及び作業（避難所運営補助、罹災証明に関する事務など）の支援
13	災害発生時における相互協力に関する協定	栗山町内郵便局	H26. 3. 31	・被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・郵便業務に係る援護対策 ・業務中に発見した道路等の破損状況の情報提供

栗山町における防災に関する各種協定一覧

令和6年7月7日現在

N o	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
14	災害時及び防災活動に関する協力協定	一般社団法人 栗山青年会議所	H26.12.8	・連絡体制の事前確認、情報共有、防災訓練等防災活動への支援 ・災害、生活情報の収集及び伝達補助 ・給水、炊き出しその他救援活動補助 ・避難所の開設及び運営補助等
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 愛全会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 栗山福祉会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 水の会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
18	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 栗山ゆりの会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
19	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道・道内市町村	H27.3.31	・被災市町村の災害応急対策（職員派遣、物資等の提供等）を北海道・市町村相互に応援・支援
20	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H29.1.20	・被災住民等を救助するための物資の調達及び供給 ・店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力
21	災害時における米穀の供給に関する協定	そらち南農業協同組合	H29.2.14 R5.10.13 (変更)	・避難所における炊き出し用の米、パックごはん等の調達及び供給
22	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	南空知地方石油業協同組合	H29.3.27	・緊急車両等への石油類の優先給油 ・災害対策上重要な施設及び避難所への石油類の優先提供
23	災害時における避難所の施設利用等に関する協定	北海道栗山高等学校	H29.8.8	・指定緊急避難所および指定避難所としての施設利用提供
24	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	H29.9.19	・災害時における生活物資等の優先供給
25	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人 札幌地区トラック協会南空知支部	R2.2.28	・救援及び救助にかかる資機材の輸送 ・被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送 ・輸送活動中に異常を発見した場合の通報
26	災害時における支援協力に関する協定	イオン北海道株式会社	R3.11.16	・災害時における生活物資等の優先供給 ・災害時の一時避難所として店舗駐車場の提供

栗山町における防災に関する各種協定一覧

令和6年7月7日現在

N o	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
27	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社	R4. 2. 2	・作業車、仮設ハウス・トイレ、発電機、その他町が指定する機材等の提供
28	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	R4. 5. 19	・災害時の停電や道路、河川等の被害状況及び復旧状況の情報共有 ・災害時の復旧活動における相互協力
29	災害時における応援活動及び復旧業務の協力に関する協定	夕張川砂利協同組合	R4. 12. 22	・災害時における応急活動及び復旧活動に必要な砂利等資材の提供
30	災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	株式会社トヨタレンタリース新札幌	R5. 2. 22	・災害時の応急対応業務等で使用する車両の優先貸借
31	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社サッポロドラッグストアー	R5. 3. 28	・災害時における生活物資等の優先供給
32	災害時における放送協力に関する協定	株式会社エフエムくりやま	R6. 7. 7	・災害情報等の提供及び放送（緊急割込放送含む）

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリコプター」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事(以下「知事」という。)に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊(以下「防災航空隊」という。)を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定(以下「消防相互応援協定」という。)第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72団体

ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道防災救急ヘリコプター運航要綱第8条・北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部防災消防課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡した後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係支庁にその旨を連絡するものとする。

なお、防災救急ヘリコプターが運航する場合にあっては、所轄警察署へその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車等の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を

開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係支庁にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

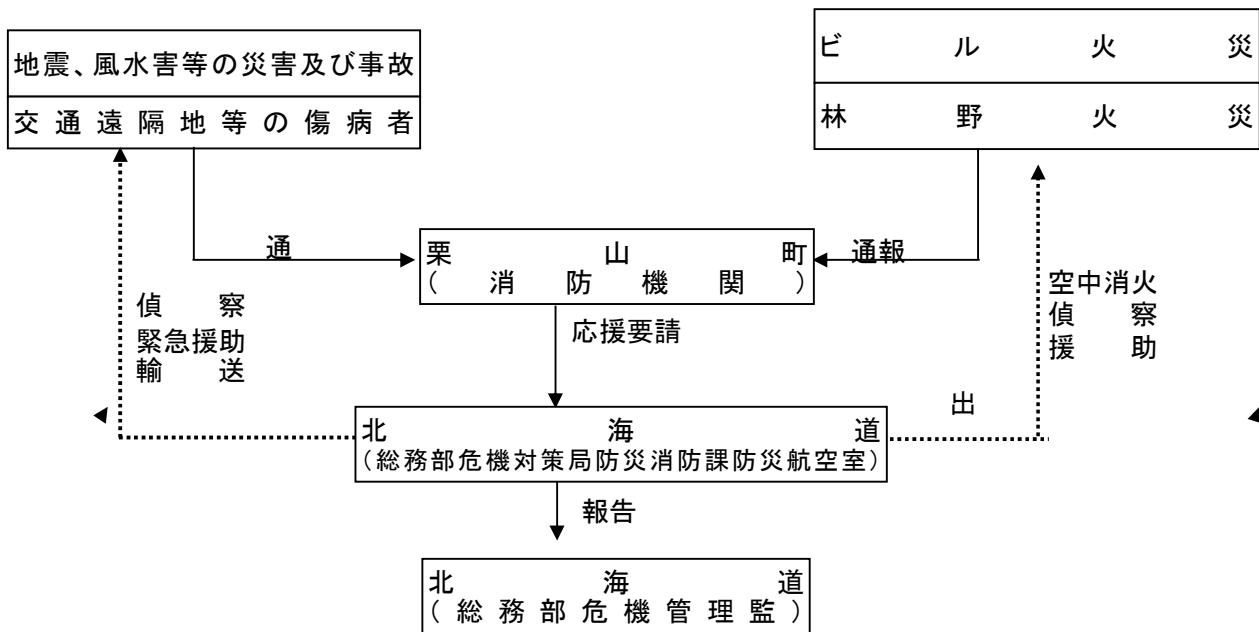
附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

ヘリコプター離着陸指定及び可能地一覧

番 号	GPS番号	候 補 地 名	住 所	冬 期 使 用	整 備 状 況
1	ER20	栗山小学校グランド	中央3丁目311	不	土
2	ER21	陸上総合グランド(中学校)	湯地	不	土
3	ER23	継立総合グランド(旧中学校)	継立	不	土

消防防災ヘリコプター運航系統図



災害対策基本法施行規則 別記様式第3(第6条関係)

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害対策基本法施行規則 別記様式第4(第6条関係)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 印 公 安 委 員 会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

栗山町災害時備蓄計画

平成22年12月1日

（令和6年4月1日見直し）

栗 山 町

栗山町災害時備蓄計画

栗山町地域防災計画（第4章 第8節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画）に基づき本計画を作成します。

災害時には、家屋の倒壊、焼失及び流出により、食料・生活必需品の確保が困難となり、また救出救護活動のための防災資機材等に対する緊急の需要も高まると予想されます。従って、災害時における応急活動を円滑に行うため、平時より災害時に備え食料・生活必需品等の確保を目的とした備蓄体制の整備を図ります。

1 基本的な考え方

本町の備蓄体制は、町における備蓄は最低限の備蓄とし、各家庭における備蓄、地域における備蓄、各事業所における備蓄等を推進します。

2 町の非常用食料及び生活必需品の確保

災害に備えて町は、備蓄拠点での食料等の備蓄並びに流通業者等との協定等により、総合的な備蓄体制を確立し、災害発生後の食料等の確保に努めます。

（1） 町の備蓄拠点での備蓄

町の備蓄拠点での食料等の備蓄は、災害時の避難者を想定し、目標数量を決め、計画的な整備に努めます。

なお、備蓄物資の中で保存期限のあるものについては、適時入れ替えもしくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努めます。

また、賞味期限切れまでの期限が近くなった備蓄物資は、町の防災訓練、各小中学校児童生徒、各団体行事等の参加者など広く町民への防災啓発用として提供します。

ア 主な備蓄品（別紙1）

被災者に対する食料等は「アルファ米」「防災用クラッカー」及び「保存飲料水」等の長期保存可能なものとし、生活必需品として「毛布」等、感染症対策として「マスク」等の備蓄を推進するとともに物資の充実に努めます。（別紙1）

イ 備蓄場所

備蓄場所については、町内各地区に備蓄拠点を設け備蓄します。

- ①北部地区 ～ 役場敷地内
- ②中部地区 ～ 旧角田地区農業集落排水処理場
- ③南部地区 ～ 旧継立地区農業集落排水処理場
- ④小中学校 ～ 栗山小学校、角田小学校、継立小学校、栗山中学校

（2） 流通業者からの確保

北海道が「災害時における物資の供給に関する協定」を締結している流通業者からの供

給を受ける体制を整備します。

また、町内の卸、小売業者等と災害時における食料及び生活必需品等の確保及び供給に関する協定等を締結するなどし、その緊急的及び安定的な確保に努めます。(別紙2)

(3) 他の地方公共団体からの確保

「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」(栗山町地域防災計画資料編 資料8)により、北海道及び近隣市町村より応援を得て、食料及び生活必需品の確保を図ります。

(4) 各家庭への啓発

災害発生直後には食料品等の確保が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で3日分相当の食料品等を備蓄するよう町民への啓発を行います。

3 避難者数の予測

避難者数については、本町直下に存在を認められている石狩低地東縁断層帯主部を震源とした大規模な直下型地震となった場合、円滑な応急対策活動が求められることから、想定被害を「地震」とし、中央防災会議(平成20年10月)の方法を参考に、以下のとおり算出します。

(1) 想定条件

ア 建物被害による避難者と、建物被害はないが断水等ライフライン被害により継続居住

が困難となる避難者の二つの要因を合算して算出します。

イ 建物被害は、栗山町耐震改修促進計画(平成20年3月)に基づき、地震想定 of 最大値(震度6強)で算出し、住宅5,050棟中、全壊858棟、半壊792棟、軽微・被害なし(断水状態※)3,400棟とします。

※全壊棟数:栗山町耐震改修促進計画中の「耐震化のない住宅」の棟数1,685棟に、木造建築物全壊棟数2,540棟を昭和56年以前に建築された木造建築棟数4,987棟で除した数に100を乗じて得た率50.9%を乗じた858棟と算出しました。

※半壊棟数:栗山町耐震改修促進計画中の「耐震化のない住宅」の棟数1,685棟に、木造建築物半壊棟数2,345棟を昭和56年以前に建築された木造建築棟数4,987棟で除した数に100を乗じて得た率47.0%を乗じた792棟と算出しました。

※町内に敷設されている水道管は耐震化されていないため、断水率は100%とします。

ウ 避難率は、「阪神淡路大震災における市民の初期対応行動に関する研究」(平成8年)

を基に、全壊で100%、半壊で50.3%、軽微・被害なし（断水状態）で36.2%とします。

エ 避難者数は、地震発生後の経過時間により推移しますが、ここでは考慮せず、発生直後の想定数とします。また、疎開先に避難する数は考慮しないで算出します。

オ 人口、世帯数は住民基本台帳人口（令和6年3月31日現在）を用い、10,776人、5,700世帯とし、1世帯（1棟）あたりの平均は1.89人とします。

（2） 予測

以下の順で避難者数を予測します。

ア 建物全壊による避難者数

$$858 \text{ 棟} \times 1.89 \text{ 人} \times \text{全壊による避難率 (100\%)} \div 1 = 1,622 \text{ 人}$$

イ 建物半壊による避難者数

$$792 \text{ 棟} \times 1.89 \text{ 人} \times \text{半壊による避難率 (50.3\%)} \div 1 = 753 \text{ 人}$$

エ 軽微・被害なし（断水状態）による避難者数

$$3,400 \text{ 棟} \times 1.89 \text{ 人} \times \text{断水による避難率 (36.2\%)} \div 1 = 2,326 \text{ 人}$$

オ 避難者数（世帯数）

$$1,622 \text{ 人} + 753 \text{ 人} + 2,326 \text{ 人} = 4,701 \text{ 人}$$

$$(4,701 \text{ 人} \div 1.89 \text{ 人} \div 1 = 2,487 \text{ 世帯})$$

以上により、本計画における避難者数は4,701人（2,487世帯）と想定します。

4 備蓄対象人口の算定

想定避難者に対する食料及び生活必需品等の備蓄については、町が行う行政備蓄に加え、家庭内備蓄、事業所内備蓄、流通在庫備蓄による対応が想定されていることから、以下のとおり、それぞれの「備蓄割合」を考慮し、各備蓄における対象人口を算定します。

（1） 行政備蓄の対象人口

想定避難者の内、行政備蓄により対応する人口は、任意の目標数値で30%とし算定します。

$$2,487 \text{ 世帯} \times \text{行政備蓄割合 (30.0\%)} \div 1.89 \text{ 人} \div 1 = 1,410 \text{ 人}$$

（2） 家庭内備蓄の対象人口

想定避難者の内、家庭内備蓄による対応が期待できる人口は、「厚生労働省国民健康・栄養調査」（平成23年）における「災害時に備えて非常用食料を用意している世帯の割合」36.5%（北海道数値）を基に算定します。

2, 487世帯×家庭内備蓄割合（36.5%） $\div$ 908世帯×1.89人
 $\div$ 1,716人

（3） 事業所内備蓄の対象人口

想定避難者の内、事業所内備蓄による対応が期待できる人口は、「東京都千代田区事業所防災アンケート調査」（平成23年）における集約結果31.0%を基に算定します。

2, 487世帯×事業所内備蓄割合（31.0%） $\div$ 771世帯×1.89人
 $\div$ 1,457人

（4） 流通在庫備蓄の対象人口

想定避難者の内、流通在庫備蓄による対応が期待できる人口は、行政備蓄、家庭内備蓄、事業所内備蓄の対象人口を除いた割合として算定します。

2, 477世帯×流通在庫備蓄割合（2.5%） $\div$ 62世帯×1.89人
 $\div$ 117人

以上により、当面、町が行う行政備蓄については、避難者数の約30.0%に相当する1,500人を目安として備蓄数量の算出を行うこととします。

※（1）行政備蓄の対象人口 1,410人 $\div$ 1,500人

5 防災資機材の確保

現在備蓄されている防災資機材を整理し、不足分の確保に努めます。また、保管場所を各地域に確保し、防災資機材の備蓄に努めます。

6 その他応急対策用資機材の確保

災害時における救出救助活動の応急対策活動を迅速かつ適切に行うため、応急対策用の資機材の調達をレンタル会社等との協定を締結することにより、確保を図ります。（別紙3）

7 各家庭、地域及び事業所の役割

（1） 各家庭の役割

- ア 緊急時に携行できる非常持ち出し品の準備に努めます。
- イ 各家庭において、家族3日分程度の物資等の備蓄に努めます。
- ウ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努めます。
- エ その他災害時に必要な物資を事前に用意するよう努めます。

（2） 地域の役割

- ア 地域住民をまとめ、地域で災害初期に必要な備蓄に努めます。
- イ 地域住民に非常用持ち出し品等の斡旋をします。

(3) 事業所の役割

ア 長距離通勤、通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊り込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努めます。

イ 事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員分の物資等の備蓄に努めます。

年次別備蓄計画

区分	品 名		単位	～H22	H23～R3	R4	R5	R6	R7	R8	購入予定	最低必要
				購入数量	購入数量	購入数量	購入数量	購入数量	購入数量	購入数量	数量	数量
食料	アルファ米		食								5,010	4,500
	舞茸と根菜のおこわ (田舎・きのこごはん)	1食:100g(できあがり約260g)	食			60	100	250	250	250	910	
	五目ごはん	1食:100g(できあがり約260g)	食			60	100	250	250	250	910	
	わかめごはん	1食:100g(できあがり約260g)	食			60	100	250	250	250	910	
	えび・野菜ピラフ	1食:100g(できあがり約260g)	食			60	100	250	250	250	910	
	ドライカレー	1食:100g(できあがり約260g)	食			60	100	250	250	250	910	
	白がゆ	1食:約40g(できあがり約230g)	食			60	100	100	100	100	460	
	クラッカー	1箱:70パック 1パック26枚	パック			280	500	910	1,540	1,540	4,770	4,500
	粉ミルク	1箱:10本 1本:13g	箱			80	80	80	80	80	400	75
	液体ミルク	1本:125～240ml	本			24	48	36	36	36	180	30
	飲料水	1箱:24本 1本:500ml	本			2,280	5,880	3,000	1,680	1,680	14,520	13,500
	学校用非常食	1食:250g	食			0	990	1,000	1,000	1,000	3,990	2,970
炊き出し	炊飯釜	36ℓ 120人用	台		2						0	2
	炊飯釜	55ℓ 180人用	台	1	3						0	4
	炊飯釜	110ℓ 300人用	台		2						0	2
	食缶(汁)	1缶:40人	缶		42						0	42
	食缶(飯)	1缶:40人	缶		42						0	42
	食器(スチロール)	どんぶり、スプーン 100人分	セット		23						0	23
	カセットコンロ	イワタニ CB-TS-1	台		36						0	36
	カセットガス	イワタニ3本セット	台		72			72			72	72
	LPガスボンベ	8kg(2口用)	本		16						0	16
	ガスコンロ	大栄産業	台		16						0	16
	防災用なべ	29ℓ 42cm	個		21						0	21
	やかん	8ℓ	個		36						0	36
	サランラップ	30cm×20m	個		85						0	85
トイレ	簡易トイレ	1箱:100回分	セット		64						0	64
	簡易トイレ便座	組立	台		32						0	32
	ポータブルトイレ	高齢者・障がい者用	台		32						0	32
	パーソナルテント	1,100×1,100×1,860	張		32						0	32
電気器具	発電機	1.6kW	台		7						0	7
	発電機	移動式 4kW	台		5						0	5
	発電機(庁内用)	移動式 4kW	台	2							0	2
	コードリール	30m	台	11	21						0	32
照明	バールン投光器	LB42BW-3-F 400W	台		6						0	6
	ポータブル投光器	1,030ルーメン 12H	台		4						0	4
	懐中電灯		本	27	5						0	32
給水	給水ポリタンク	10ℓ	個	200							0	200
冷暖房	ポータブルストーブ	KS-67H 6.3ℓ 10H	台		27						0	27
	ブルーセーター	GH-B198 18ℓ 20H	台	5							0	5
	ジェットヒーター	VAL6SG II 45ℓ 11H	基		1						0	1
	スポットクーラー		台					24	3		27	27
燃料	ガソリン携行缶	10ℓ	缶	2	10						0	12
	灯油用ポリタンク	20ℓ	個	5	16						0	21
	給油ポンプ		本	5	16						0	21
生活必需品	毛布	難燃 エコ・ニューマイヤー	枚		1,500						0	1,500
	生理用品		枚		2,940		3,009				3,009	3,000
	紙おむつ	大人用 Mサイズ バンツ・テープ式	パック		32		32				32	32
	紙おむつ	大人用 Lサイズ バンツ・テープ式	パック		32		32				32	32
	紙おむつ	子供用 Sサイズ テープ式	パック		16		16				16	16
	紙おむつ	子供用 Mサイズ テープ式	パック		16		16				16	16
	紙おむつ	子供用 Lサイズ テープ式	パック		16		16				16	16
	哺乳瓶	240ml	本		32						0	32
	哺乳瓶洗浄容器	ミルトン	個		16						0	16
	哺乳瓶洗浄剤	ミルトン60錠洗浄剤	箱		16						0	16
救助関係	担架	アルミ4つ折伸縮	台		3						0	3
	救助工具セット	ミドリレスキューコンパクト	セット		3						0	3
感染防止対策関係	使い捨てマスク		枚		40,000						0	13,500
	体温計	赤外線 非接触	個		32						0	32
	ハンドソープ	1個500ml	個		32						0	32
	ペーパータオル	1袋200枚	枚		1,500						0	1,500
	消毒液	1缶18ℓ	缶		32	16	16	16	16	16	80	16
	消毒液用ポンプ	1本500ml	本		32						0	32
	アルコールタオル	1個100枚入り	枚		100						0	100
	使い捨て手袋	1箱100枚入り	枚		3,000						0	3,000
	ビニールエプロン	1袋2枚組	枚		325						0	320
	嘔吐処理用具		個		32						0	32
	段ボールベッド		個		730						0	730
	パーテーション		個		730						0	730
	フェイスガード		個		340						0	320
その他	避難所用緊急マット	2m×20m	巻		15						0	15
	バケツ	HB-7	個	20	60						0	80
	土のう袋		枚	2,000							0	2,000
	拡声器		台	10	8						0	18
	合図灯		本		50						0	50
	ヘルメット	ABS製	個	10	40						0	50
	ブルーシート	5.4×7.2m	枚		35						0	35
	椅子用移動式収納台車	NO.11N	台		5						0	5
	机用移動式収納台車	LS-17	台		8						0	8

栗山町における防災に関する各種協定一覧

(別紙2)

令和6年3月31日現在

N○	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
1	道路等災害時における応急工事及び復旧に関する協定	栗山建設協会	H20. 4. 16	・重機、人員の派遣 ・緊急パトロール、応急活動
2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H20. 8. 7	・災害対応型自動販売機による災害情報等の提供 ・災害時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22. 5. 27	・災害時における土木施設等の被害状況の把握、及び二次災害の防止に資する応急措置の準備等
4	災害時における機器の調達に関する協定	(株)テクノレンタル栗山営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
5	災害時における機器の調達に関する協定	(株)カナモト岩見沢営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
6	災害時における機器の調達に関する協定	(株)共成レンタル栗山営業所	H22. 9. 1	・仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機、その他町が指定する機器等の優先提供
7	災害等に発生時における栗山町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス 災害対策協議会	H22. 9. 1	・被災場所におけるLPGガスの被災状況及び復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置及び復旧工事 ・被災場所へのLPGガスの供給及び長期化の場合の簡易コンロ等の手配
8	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H24. 10. 3	・緊急時に町HP等を『キャッシュサイト』により負担軽減 ・『災害情報ブログ』活用で情報発信手段を確保 ・避難所マップサービスの提供
9	南空知災害時相互応援に関する協定	南空知4市5町 夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市 南幌町、由仁町、長沼町、月形町	H24. 11. 26	・被災地への緊急避難先又は一時宿泊施設の提供及びびあっせん ・被災者への食料・飲料水・生活必需物資の提供及びびあっせん
10	大規模災害時における相互応援に関する協定	宮城県角田市	H25. 8. 22	・応急対策及び復旧・復興等に必要な職員の派遣 ・応急対策及び復旧・復興に必要な物資、資機材の提供 ・被災者及び避難者の受け入れ
11	災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊第7師団第72戦車連隊	H25. 12. 24	・連絡体制の充実、災害応急対策資材の保管状況資料の共有 ・防災訓練、会議等への参加 ・災害発生時における連絡調整所、活動拠点の設置等 ・連絡調整所、活動拠点の設置に係る町の場所の提供
12	災害時の応援に関する協定	北海道財務局	H26. 3. 28	・災害応急対策に関する事務及び作業（避難所運営補助、罹災証明に関する事務など）の支援
13	災害発生時における相互協力に関する協定	栗山町内郵便局	H26. 3. 31	・被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の相互情報提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・郵便業務に係る援護対策 ・業務中に発見した道路等の破損状況の情報提供

栗山町における防災に関する各種協定一覧

(別紙2)

令和6年3月31日現在

N○	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
14	災害時及び防災活動に関する協力協定	一般社団法人 栗山青年会議所	H26.12.8	・連絡体制の事前確認、情報共有、防災訓練等防災活動への支援 ・災害、生活情報の収集及び伝達補助 ・給水、炊き出しその他救援活動補助 ・避難所の開設及び運営補助等
15	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 愛全会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
16	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 栗山福祉会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
17	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 水の会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
18	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人 栗山ゆりの会	H27.3.10	・福祉避難所として利用対象者受入要請 ・管理運営等
19	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道・道内市町村	H27.3.31	・被災市町村の災害応急対策（職員派遣、物資等の提供等）を北海道・市町村相互に応援・支援
20	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	H29.1.20	・被災住民等を救助するための物資の調達及び供給 ・店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力
21	災害時における米穀の供給に関する協定	そらち南農業協同組合	H29.2.14 R5.10.13 (変更)	・避難所における炊き出し用の米、パックごはん等の調達及び供給
22	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	南空知地方石油業協同組合	H29.3.27	・緊急車両等への石油類の優先給油 ・災害対策上重要な施設及び避難所への石油類の優先提供
23	災害時における避難所の施設利用等に関する協定	北海道栗山高等学校	H29.8.8	・指定緊急避難所および指定避難所としての施設利用提供
24	災害時における物資供給に関する協定	NP0法人 コメリ災害対策センター	H29.9.19	・災害時における生活物資等の優先供給
25	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人 札幌地区トラック協会南空知支部	R2.2.28	・救援及び救助にかかる資機材の輸送 ・被災者等に対する食料品や生活必需品等の輸送 ・輸送活動中に異常を発見した場合の通報
26	災害時における支援協力に関する協定	イオン北海道株式会社	R3.11.16	・災害時における生活物資等の優先供給 ・災害時の一時避難所として店舗駐車場の提供

栗山町における防災に関する各種協定一覧 (別紙2)

令和6年3月31日現在

N○	協定の名称	協定機関	締結日	協定内容
27	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社	R4.2.2	・作業車、仮設ハウス・トイレ、発電機、その他町が指定する機材等の提供
28	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	R4.5.19	・災害時の停電や道路、河川等の被害状況及び復旧状況の情報共有 ・災害時の復旧活動における相互協力
29	災害時における応援活動及び復旧業務の協力に関する協定	夕張川砂利協同組合	R4.12.22	・災害時における応急活動及び復旧活動に必要な砂利等資材の提供
30	災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	株式会社トヨタレンタリース新札幌	R5.2.22	・災害時の応急対応業務等で使用する車両の優先貸借
31	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	株式会社サッポロドラッグストアー	R5.3.28	・災害時における生活物資等の優先供給

レンタル会社保有機械一覧表

No	機械名	規格	単位	保有量				計
				共成レンテム	テクルンタル	カナモト	日立建機日本	
1	バックホー	0.1～0.7m ³ 級	台	26	26	53	10	115
2	ブルドーザー		台	1	2	5	3	11
3	タイヤショベル	0.4～1.3 t	台	11	3	4	10	28
4	軽トラック		台	2	1	4	5	12
5	ダンプトラック	2～4 t	台	14	16	19	25	74
6	ユニック車	2～4 t	台	3	4	7	2	16
7	高所作業車		台		1	2	1	4
8	散水車		台	1	1	5	1	8
9	キャリヤ		台	2		11	7	20
10	除雪機	9.8HP	台	3		1		4
11	発電機	1.7～50KVA	台	44	35	70	40	189
12	チェンソー		台	10	15	7	10	42
13	刈払機		台	16	30	43	20	109
14	投光機		台	18	5	53	5	81
15	仮設トイレ	シングル	台	26	28	49	200	303
16	仮設トイレ	ツイン	台	23	2	25	100	150
17	共用トイレ	レストルーム	台	1		23	70	94
18	車載型トイレ		台			3	30	33
19	バイオトイレ		台	8	1	1		10
20	バリアフリーストイレ	車いす用	台				2	2
21	簡易ハウス		棟	54	25	166	195	440
22	物置ハウス		棟				200	200
23	物置		棟	18	8	43		69
24	フレイキポンプ		台	16	21	10	10	57
25	水中ポンプ		台	40	59	66	30	195
26	ジェットヒーター		台	25	18	56	60	159
27	赤外線ヒーター		台	8		13		21
28	送風機		台	5	2	8	2	17
29	敷鉄板	3m×6m	枚				30	30
30	敷鉄板	5m×10m	枚				100	100
31	敷鉄板	5m×20m	枚				3000	3000

危険物施設一覧表

令和6年6月30日現在

番号	名称(法人名等)	住所(所在地)	電話番号	製造所等の別 (貯蔵形態)	貯蔵最大容量(ℓ)				設置許可 年月日	備考
					第1石油	第2石油	第3石油	その他		
1	株式会社 小林本店	栗山町中央1丁目250番地	0123-72-0002	屋外タンク貯蔵所		95,000			S48.9.17	
				屋外タンク貯蔵所		95,000			S48.9.17	
				屋外タンク貯蔵所			10,000		S49.5.14	
				地下タンク貯蔵所			49,000		S63.7.14	
				地下タンク貯蔵所		49,000			S49.8.6	
				移動タンク貯蔵所		3,750			R1.12.17	
				移動タンク貯蔵所			4,000		H17.9.13	
				移動タンク貯蔵所		3,750			R3.12.16	
				移動タンク貯蔵所		3,500			H24.11.21	
				移動タンク貯蔵所		4,000			H21.12.18	
				給油取扱所	50,000	40,450			H28.6.1	
				一般取扱所		30,000	14,000		S48.9.17	
2	そらち南農業協同組合	栗山町中央3丁目104	0123-72-1313	屋内貯蔵所	8	1,643	536	100	H30.9.3	
				屋内貯蔵所			1,100	10,348	S62.7.3	
				屋外タンク貯蔵所		9,800			H18.5.30	
				給油取扱所	40,000	20,000	1,890		H13.11.2	
3	山上ウエサカ(株)	栗山町朝日3丁目97	0123-72-1010	地下タンク貯蔵所		9,500			S54.7.10	
				地下タンク貯蔵所		20,000			S51.9.8	
				移動タンク貯蔵所		3,750			H31.1.18	
				移動タンク貯蔵所			4,000		H12.1.21	
				移動タンク貯蔵所		3,600			H17.9.13	
				給油取扱所	30,000	10,000			H19.10.15	
				一般取扱所		4,500			S51.9.8	
4	空知日石(株)	栗山町中央2丁目134	0123-72-5586	地下タンク貯蔵所		118,000	29,000		H9.11.21	
				地下タンク貯蔵所		30,000			H28.11.8	
				移動タンク貯蔵所		3,700			H24.12.21	
				移動タンク貯蔵所			5,647		H31.1.11	
				移動タンク貯蔵所			4,000		R1.12.13	
				移動タンク貯蔵所		3,750			R4.5.17	
				移動タンク貯蔵所		3,750			R4.12.15	
				一般取扱所		40,000	10,000		H9.11.21	
5	(有)南空知興産	栗山町字継立185-5	0123-76-3331	地下タンク貯蔵所		60,000			S51.3.16	
				移動タンク貯蔵所		3,750			H24.5.16	
				移動タンク貯蔵所		3,750			H29.1.20	
				給油取扱所	19,200	9,600	1,880	1,800	S37.6.21	
				一般取扱所		5,000			S51.3.16	

6	日本高圧コンクリート(株)	栗山町錦4丁目3	0123-72-0020	地下タンク貯蔵所			6,000		S44.11.18	
7	坂田運輸(有)	栗山町中央1丁目50	0123-72-1926	給油取扱所		28,500			S55.11.1	
8	松原産業(株)	栗山町中央1丁目1-1	0123-72-1221	屋内貯蔵所	1,989				H27.9.8	
9	エア・ウォーター・ ライフソリューション(株)	栗山町角田228	0123-72-0760	移動タンク貯蔵所		3,750			R3.6.9	
10	ストアーやまかね(有)	栗山町松風3丁目22	0123-72-1173	移動タンク貯蔵所		3,750			H26.9.8	
11	栗山赤十字病院	栗山町朝日3丁目2	0123-72-1015	地下タンク貯蔵所 一般取扱所			25,000 3,500		S53.7.8 S53.7.28	
12	(株)エクセルシャノン	栗山町字旭台1-63	0123-72-2745	屋外タンク貯蔵所		10,000			S55.11.17	
13	日進化成(株)北海道栗山工場	栗山町字旭台23-113	0123-72-5961	屋内貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所	2,776 327	7,784	20,991		H14.10.22 S55.11.17 S55.11.17	
14	共立道路(株)	栗山町字大井分326	0123-72-6006	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所		35,000 10,000 7,800			S54.12.28 H12.5.9 H4.1.23	
15	第一コンクリート工業所(株)	栗山町字大井分313	0123-72-1131	屋内タンク貯蔵所		9,750			S51.12.16	

16	北海道ポラコン(株)空知営業所	栗山町字大井分272	0123-75-2331	屋外貯蔵所		1,200	800	200	S59.6.4	
17	丸十岡山砂利(株)	栗山町錦3丁目123	0123-72-0134	給油取扱所		19,000			S55.6.3	
18	医療法人社団サンライン	栗山町中央2丁目	0123-72-0058	地下タンク貯蔵所			4,000		S55.8.28	
19	(株)いわせき栗山営業所	栗山町中央2丁目26	0123-72-0113	移動タンク貯蔵所		3,750			R3.5.31	
20	吉田行太郎商店	栗山町中央3丁目	0123-72-0336	移動タンク貯蔵所		3,750			H17.9.26	
21	(株)栗山自動車学校	栗山町桜丘2丁目226	0123-72-1426	給油取扱所		9,600			S39.11.30	
22	北海道内田鍛工(株)	栗山町字旭台23-81	0123-72-2411	屋外タンク貯蔵所			15,000		H1.3.25	
23	旭イノベックス(株)住環事業部	栗山町字旭台1-103	0123-72-7726	屋内貯蔵所	400	3,000			H13.7.13	
				地下タンク貯蔵所		20,000			H4.7.20	
24	道央建設運輸(株)	栗山町字大井分267	0123-76-3121	給油取扱所	3,840	24,960			S55.8.8	
25	クロノスガイヤ(株)	栗山町湯地91	0123-72-1123	地下タンク貯蔵所			10,000		S63.10.21	ホテルパラダイスヒルズ

26	特別養護老人ホームくりのさと	栗山町字湯地91-20	0123-72-6167	地下タンク貯蔵所			8,000		S61.11.4	
27	(株)岩崎建設工業	栗山町字継立169-46	0123-75-2216	給油取扱所		19,200			S55.4.2	
28	愛全会介護老人保険施設 ガーデンハウスくりやま	栗山町朝日4丁目9-33	0123-72-2600	地下タンク貯蔵所			20,000		H5.2.22	
29	E&Cエンジニアリング(株)	栗山町字旭台1-98	0123-72-1211	屋内貯蔵所	1,790	600	500	460	H17.9.28	第2類 鉄粉 3500Kg 赤燐200kg 計3700kg
				屋内貯蔵所				3,700	H29.3.22	
30	創価学会 岩見沢文化会館	栗山町字中里61-44	0123-72-2341	地下タンク貯蔵所		5,000			H7.4.25	
31	養護老人ホーム泉徳苑	栗山町角田284-5	0123-72-0660	地下タンク貯蔵所			10,000		H2.9.27	
32	勝部農場	栗山町字円山205	0123-85-2222	地下タンク貯蔵所		107,000			S49.9.4	
				一般取扱所		1,500			S55.3.31	
33	新札幌ワシントンGC	栗山町字御園461	0123-76-3201	地下タンク貯蔵所			10,000		H7.1.30	
				給油取扱所	5,000	5,000			H6.8.18	
34	森山運輸株式会社	栗山町字阿野呂99	0123-72-5936	給油取扱所		19,200			S55.3.31	
35	(株)JAPAN PREMIUM	栗山町字旭台1-59	0123-72-2211	屋外タンク貯蔵所			10,000		S62.12.10	
				屋外タンク貯蔵所			15,000		H20.9.10	

36	シャトレーゼ株式会社	栗山町字森	0123-72-6600	屋内タンク貯蔵所		4,500		H12.11.29		
				地下タンク貯蔵所			10,000	H1.8.29		
		給油取扱所	600	600		S48.6.11				
		給油取扱所	600			H12.12.5				
		栗山町字桜山	0123-73-6651	屋内タンク貯蔵所			4,800	H14.12.11		
37	栗山高等学校	栗山町字中里64-18	0123-72-1343	地下タンク貯蔵所			5,000	H14.9.12		
38	栗山警察署	栗山町朝日3丁目115-1	0123-72-0110	地下タンク貯蔵所			6,000	S61.7.9		
39	エバーグリーンゴルフクラブ	栗山町字円山421	0123-85-3011	地下タンク貯蔵所			5,000	H3.5.20		
				給油取扱所	597	597		H3.1.18		
40	北開土建	栗山町字大井分313	0123-72-1131	給油取扱所	9,600	9,600		400	S52.4.7	
41	東日本高速道路株式会社	栗山町字滝下113-9	011-376-2138	地下タンク貯蔵所			10,000	H11.6.14		
42	(株) テクノ	栗山町字御園	0134-29-5958	地下タンク貯蔵所			15,000	S59.7.31	休止中	
43	ハウスサポート ノリコ	栗山町松風3丁目72	0123-72-0855	移動タンク貯蔵所		2,000		H21.9.11		
44	栗山郵便局	栗山町中央3丁目238	0123-72-1165	地下タンク貯蔵所			4,000	S54.10.16		
45	旧寺島運輸(株)	栗山町字継立363-6	0123-76-3221	給油取扱所		19,200		S63.5.19	廃業に伴い休止中	

46	栗山町役場	栗山町松風3丁目252	0123-72-1111	地下タンク貯蔵所		3,000		H6.10.5	
				地下タンク貯蔵所			4,500	S38.7.6	
47	栗山町下水道管理センター	栗山町錦1丁目57番地	0123-72-6395	地下タンク貯蔵所			3,000	H1.8.28	
48	富士公営住宅 92～98(7棟)	栗山町字富士	0123-72-1445	一般取扱所		1,900		H5.6.8	
				一般取扱所		3,000		H6.3.25	
				一般取扱所		1,900		H7.3.27	
				一般取扱所		1,900		H8.3.14	
				一般取扱所		3,000		H9.4.30	
				一般取扱所		3,000		H10.7.6	
				一般取扱所		3,000		H11.4.9	
49	総合福祉センター しゃるる	栗山町朝日4丁目	0123-73-2222	地下タンク貯蔵所			4,000	H7.9.20	
50	給食センター	栗山町中央1丁目1-2	0123-72-0189	地下タンク貯蔵所			5,000	H2.7.24	
51	スポーツセンター	栗山町中央3丁目310	0123-72-6161	地下タンク貯蔵所			12,000	S55.5.2	
52	南空知消防組合	栗山町中央3丁目309-2	0123-72-1835	地下タンク貯蔵所			10,000	S53.9.14	
53	栗山小学校	栗山町中央3丁目311-1	0123-72-1179	地下タンク貯蔵所			9,600	S51.9.22	
54	栗山中学校	栗山町字湯地60-9	0123-72-0269	地下タンク貯蔵所			8,000	H9.10.6	

55	角田小学校	栗山町角田17	0123-72-0519	地下タンク貯蔵所			6,000		S60.11.15	
56	継立小学校	栗山町字継立191-1	0123-76-3151	地下タンク貯蔵所			6,000		S55.10.17	
57	旧継立中学校	栗山町字継立362	0123-75-2024	地下タンク貯蔵所			4,000		S58.7.12	
58	北海道介護福祉学校	栗山町字湯地60番地8	0123-72-6060	地下タンク貯蔵所		3,000			S63.10.17	
59	川端ダム	栗山町滝下53番地2	011-611-0315	地下タンク貯蔵所			3,000		H25.10.15	
60	南部公民館	栗山町字継立176-8	0123-75-2111	地下タンク貯蔵所			5,000		S60.8.17	
61	カルチャープラザ Eki	栗山町中央2丁目1	0123-73-3333	地下タンク貯蔵所		6,000			H11.5.17	
62	東日本電信電話株式会社	栗山町中央3丁目236番地	011-207-7161	地下タンク貯蔵所		1,500			H28.10.4	